

第 1 1 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 6 月 1 3 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 6 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 山 下 由 美 議 員
3 番 前 田 佳 重 議 員	4 番 飯 田 吉 則 議 員
5 番 八 木 雄 治 議 員	6 番 西 本 諭 議 員
7 番 中 本 隆 敏 議 員	8 番 垣 口 真 也 議 員
9 番 神 吉 正 男 議 員	1 0 番 林 克 治 議 員
1 1 番 大 畑 利 明 議 員	1 2 番 欠 番
1 3 番 欠 番	1 4 番 大 久 保 陽 一 議 員
1 5 番 今 井 和 夫 議 員	1 6 番 浅 田 雅 昭 議 員

欠 席 議 員 (な し)

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 岸 元 秀 高 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 幸 長 祥 太 君

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
---------------	-----------------

教 育 長 中 田 直 人 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君
健康福祉部長 橋 本 徹 君
建 設 部 長 樽 本 勝 弘 君
波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会 計 管 理 者 山 本 信 介 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
市民生活部長 森 本 和 人 君
産 業 部 長 中 村 仁 志 君
一宮市民局長 田 路 仁 君
千種市民局長 石 垣 貴 英 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

お知らせします。神戸新聞社より本日写真撮影したい旨の申出があり、許可しましたのでお知らせをします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

まず大畑利明議員の一般質問を行います。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、子育て支援と女性の定着についてという質問でございます。

地方創生の取組を強化するきっかけとなりました、増田レポート、それが公表されてから今年で10年となります。20歳から39歳の女性人口に着目し、若い女性が5割以下に減る自治体を、消滅可能性都市と呼びました。宍粟市もその中に含まれております。それに対して市は、合計特殊出生率を2.15人、転入超過を年85人を目指すという計画を策定いたしました。赤ちゃんの生まれる数は、年々減り合計特殊出生率は、今では1.36です。出生率が高い20歳から39歳の女性の多くが町を去っています。消滅可能性は現実の問題になりつつあります。深刻な問題です。

市は、ビジョンを掲げるだけでなく、すぐに行動を起こすべきだと思います。対策は、子育てへの安心感を醸成することだと思います。子育ての安心感や生活の質が高まれば、若者が定住し、子どもが生まれ、魅力あふれる子育て環境の町であれば、人が人を呼ぶ好循環を生み出していけると思います。私は、子育て世代の生の声を聞いてまいりました。事前通告しておりますが、住む・働く・産み育てる、子育ての安心感とは何なのか。その一部を提案をいたしますので、市長には誠意ある答弁を求めます。

まず住むところ、これは空き家を改修した一戸建てのファミリー賃貸住宅を提供

する仕組みをつくっていただきたいということです。

二つ目、働くところです。子育てしながらも、気軽に就労できる仕事コンビニ事業、これは岡山県奈義町で実施をされている事業です。そのことと男女の賃金格差の是正です。

三つ目、産み育てる。保育料の第3子以降の完全無料化。兄弟姉妹の年齢に関係なく、また親の収入にも関係なくしていくという、完全無料化を提案いたします。

四つ目には、ゼロ歳児見守り訪問、おむつ定期便事業です。これも明石で実施をされている事業です。みんなで子育てをするセンター機能、一時預かりや交流スペースそういうものを確保して、これからの政策をパッケージとして進めてほしいという提案でございます。

次に二つ目の質問に入ります。その前に、先日ある方からとてもすばらしい言葉を教えていただきました。縮充というまちづくりの視点です。今日は市長にそのことを提案したいと思います。これは新たなまちづくりの戦略として、非常に重要な言葉だと認識をしていただきたいと思います。現在は、人口増加や経済成長を前提にしたモデルは機能しなくなっているということです。縮小を縮充へと導く行政を市長には進めていただきたいと思うのです。

縮充とは、人口や税収が減り、縮みながらも中身を豊かにする。地域の営みや住民の生活を充実したものにする仕組みを編み出すということです。子育て支援も同じですが、新病院問題も縮充という視点で考えるべきだと思います。

そこで中身に入ります。先月高砂市民病院に関して新聞報道がありました。昨日も議論がありました。五つの試算案を基に、総事業費117億4,000万円、病床機能も急性期、回復期、終末期の三つの機能を同時に実践できる総合病院を目指すとのことです。また加西市長は、138億円の計画が事業費が膨らみ過ぎているとして、全面的な見直しに言及しました。残念ながら実数はそれを上回る155億円の事業ですが、複数の試算を市民に示し市民の判断を仰ぐことはなく、妥当であるとして事業を進めておられます。

市長は、高砂や加西の状況をどのように受け止めておられるのでしょうか。相も変わらず、高砂や加西とは医療環境が違う、比較にならないとお考えなのでしょうか。昨日も新病院は医療体制の充実の重要度が高く、優先課題と捉え推進すると言われた。しかし、新病院は新しい機能を備えた病院ではなく、総合病院の建て替えです。私には、地域の営みや住民の生活を縮充へと導く夢のあるものとは思えません。昨日の議論もありましたが、新病院の機能や二次医療圏域での連携などについて

て、市民の要望と乖離していると思います。また、まだ使える現在の病院をどうするのかという計画もなく、新築建て替えのみを進めるということも私には不思議ではありません。人口減少や、税収の減少が危惧される中、使える建物を生かすことで、将来負担を減らし、市民から預かっている大切な税金を有効に使う責任があるはずです。

縮充に導くには、医療・介護の持続可能性は重要な要素です。しかし、人口が減少していくと患者数も減少し、病院の存立が難しくなります。医療インフラが脆弱になると、子育て世代、若年層の定着が困難になり町から離れます。新病院を計画した人は、数年後に退職などでいなくなり、建設に関与していなかった人が借金を返済していくこととなります。155億円の新病院建設を、なぜ今行わなければならないのか。どうしても必要なことなのか。誰が聞いても納得できる理由が必要だと思います。お答えください。

病院スタッフにとっては、現状で不足している機能や設備の改善が必要でしょう。しかし、この町の将来の姿、病院経営を取り巻く環境の厳しさを考えると、病院側の要望だけで病院を建設することはできないと思います。長期的な影響を考慮して、持続可能な公立病院を次の世代に渡していくことが、今を生きる私たちの責任ではないでしょうか。持続可能な医療を提供できる病院、市民が守り育てていく病院をつくるためには、まだまだ検討の余地があると思われませんか。私は、まだ多くの課題があると思います。市長の見解を求めたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さんおはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

私のほうから大きく2点いただいておりますが、まず1点目の人口減の抑制、この関係について特に子育ての安心感についての御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

かねてより、この子育て含めて人口減につきましても、先ほどあったとおり10年前のあのレポートになったとおりであります。その後、地方創生という大きなうねりの中で、宍粟市にとりましても、地域創生ということで戦略を先ほどおっしゃったところの中で、今日までその戦略に基づいて進めてきたところでもあります。とりわけ、令和5年度の施政方針におきましても、地域医療体制の強化であったり、あ

るいは脱炭素への挑戦、さらには子育て、教育環境の整備などに重点を置いた施策を推進することで、特に子育て世代が安心して暮らし続けることができるまちを次世代に継承する予算としてその取組を進めておるところであります。

これまでも人口減少対策を重点戦略として、子どもを安心して産み育てる環境づくりを第一に、子育て、教育、医療に力を入れてまいりました。人口減少への対策は、重点的かつ戦略的に取り組むべき課題でもありまして、子育て世代のニーズを反映した施策の展開が安心できるまちをつくるということにつながりますので、御提案の方向性と同じであると私は考えております。

限りのある予算の中で、他の市町と同様、もしくはそれ以上の施策の展開が望まれるところではありますが、行政運営全体を見渡す中で、いかに市民の負託に応えていくのかという課題の整理であると考えますので、議会にも御相談しながら一つずつ進めてまいりたいと、このように考えております。

具体的な質問もありますので、その具体につきましては、副院長及び担当部長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私からは4点目の御質問、ゼロ歳児見守り訪問や子育て用品の配送、子育て応援広場の開設についての御質問にお答えします。

現在、当市ではおおむね産後1か月までの間に、保健師による新生児訪問を行い、その後は定期的に「ほっとm a m a ルーム」を開設し、妊婦とおおむね生後6か月頃までの母子が交流や相談できる機会と場をつくるなど、保健師と専門員による来庁方の支援を展開しております。

御提案の事業は、子育て用品の配送と訪問相談を兼ねたものであり、支援員が定期的に子育て用品を持って子育て世帯を訪問することから、市役所窓口への相談をちゅうちょされている子育て世帯に対しまして、見守り役としてまた経済的な支援として一定の効果があるとされており、複数の自治体に広がっております。しかしながら、財源はもちろん支援員の確保や育成など、運営に向けた課題が想定されることから当市としましては、引き続き保健師等が直接相談に当たるこれまでの取組を丁寧に進めながら、今後は児童福祉法の改正を踏まえ、アウトリーチ型の相談支援体制も検討してまいります。

また、子育て応援広場の設置につきましても、現在実施しておりますほっとm a m a ルームや子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業なども活用しながら、子育て世代に対する包括的な支援が提供できるよう、関係機関と連携しな

がら望ましいサービスの在り方について検討をしてまいります。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 私からは、2点目の子育てしながらの就労につきましての御質問にお答えいたします。

まず前提としまして、わくワークステーションで行っております求人情報の開拓におきましては、短時間勤務などの子育てしやすい条件での求人情報の収集と発信にも努めております。大畑議員御提案の仕事コンビニ事業の創設につきましては、少しでも働きたいとのニーズを登録メンバーとマッチングすることで、人手不足の解決にもつながるものと期待されますが、運営主体や、場所、費用などの課題がございますので、現状のわくワークステーションの短時間求人をより充実することによりまして、子育てしながらの就職を支援してまいりたいと考えております。

また女性が活躍できる環境整備や非正規職員の処遇改善につきましては、男女共同参画プランの中でも生き生きと働き続けられる環境づくりとして、男女の均等な雇用機会と待遇の確保について、事業主の方への啓発を進めることとしておりまして、非正規職員の処遇改善と併せて子育ての安心感の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 私のほうからは、子育ての安心感の1点目の市が家主との契約で空き家物件を改修して、移住等との賃貸契約を結ぶ古民家改修賃貸住宅事業の創設についての御質問にお答えさせていただきます。

平成30年に空き家調査結果では、市内に1,300件を超える空き家がありました。調査後5年が経過したこともありまして、本年度から再調査を行う予定としております。市の空き家対策としましては、平成22年度に空き家バンク制度を創設して以来、これまで410件の登録があり、そのうち274件が成約し移住者の数では417名にも及びます。また空き家バンクの利用者は、令和4年度末で319名の登録があり、そのうち賃貸希望として登録されておられる方もありますが、大部分の空き家の所有者は高齢であることや、相続した方が遠方で生活されていることなどを理由に、今後の管理に不安を抱えて売却を希望されるような状況であります。

御質問いただいた制度の創設の取組につきまして、移住政策を取り組んでいる他県の事例も承知しておりますが、空き家等の成約件数は、令和4年度末で41件と高く、これまでの取組を継続して御提案いただいたことも含め、様々な取組事例など

も今後アンテナを高くし情報収集を行う中で、宍粟市に合った空き家を活用した移住定住につながるよう取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは3点目の第3子以降の保育料の完全無料化につきましてお答えをさせていただきます。

宍粟市における保育料は、令和元年10月の子ども・子育て支援制度の改正に伴い、国の基準に基づく3歳児から5歳児までの保育料の無償化、そして3歳未満は第3子以降一部無料化を行っています。また、宍粟市独自の少子化対策として第3子以降の給食費の免除制度や副食費の半額を支援する制度を創設し、子育て世代の経済的負担を軽減している状況であります。

御提案の第3子以降の保育料の完全無料化についてですが、令和4年度の入所人数等を基に、国が定める年齢や所得等の要件を完全撤廃した場合の、第3子以降の保育料完全無料化に要する費用を試算してみますと、概算で約1,500万円の負担増となります。

本年度より東京都が3歳未満の第2子の保育料の無償化を踏み切りましたが、このような中、国においては将来的な子ども関連予算倍増に向け、次元の異なる少子化対策の具体検討が進められています。現時点ではそういった国の動向を注視しつつ、また他団体の取組や御提案いただいた内容も参考にしながら、宍粟市独自の施策の検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、新病院建設計画の見直しにつきましての御質問にお答え申し上げます。

新病院の整備を進めるに当たりまして、御指摘のございました加西市民病院や高砂市民病院も含めまして、それぞれの病院が抱える課題、あるいは背景によりまして、様々な整備手法を選択しているところでございます。とりわけ高砂市民病院では、昨日の津田議員の御質問の回答でも申し上げましたとおり、新聞報道でもございましたが、開設以来赤字補填約84億円を含め、30年間で352億円を一般会計から繰り入れることにより、病院運営が行われておりまして、市民病院の経営改善は高砂市政の重要課題であり、また近隣に加古川中央市民病院が開設して以降、診療実績にも大きな影響を受けられているような状況の中で、自院の厳しい経営状況と周辺の医療環境を踏まえ、経営改善を念頭に置いた新病院整備事業の進め方として、

いわゆる基本構想を検討する前段として、大手監査法人によるコンサルティングを受けられたものと思慮されます。

また、加西市民新病院の建て替え整備につきましても、高砂市民病院と同様に周辺の医療環境や、あるいは将来的な医療体制の確保の見通し等々を踏まえて、なおかつ事業費が当初ちょっと記憶は若干曖昧で正確性に欠けるかもしれませんが、80数億円ぐらいだったと思うんですけど当初、それが今般138億円ぐらいに跳ね上がったというようなこともありまして、過日のような御判断が加西市のほうでは行われたんではないかなと思慮してるところでございます。

一方、総合病院では時々の経営改善に向けました取組の積み重ねによりまして、御承知のとおり令和元年度には、経常収支が黒字転換した状況もあり、総合病院の建て替え整備に当たりましては、多くの公立病院と同様に、基本構想策定段階から専門コンサルタントの支援を受け、自院に求められる必要な医療機能、想定病床規模を想定した上で、概算事業費を算出する手法を採用し、現在に至っているところでございます。

昨日の津田議員の御質問の回答でも御説明申し上げましたとおり、新病院整備事業につきましても、将来にわたりまして持続可能なまちづくりを推進していくための重要施策の一つであり、よりよい病院づくりの早期実現に向けて、着実に事業を推進していきたいと、市長もかねてより申し上げているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） それぞれ部長さんから御答弁いただきましたが、市長、私今日提案してる全ての項目は、トップがやると決めたらできることなんです。今日市長とやらせてくださいよ。担当部長じゃなくて市長とやり取りしたいから、一般質問に上げてるわけですから、ぜひお願いします。

まず、子育てのほうから入りたいと思いますが、いろいろ聞いていて感じたことですが、宍粟も遜色ない制度をやっているんだと、それを今変えるための財源が問題なんだというふうに聞こえました。本当にそのままでもいいのかどうかということをおし上げてますので、まず現状認識、ここでちょっとやり取りさせていただきたいと思います。合計特殊出生率を2.15にする。それから転入超過に持っていくという目標を立てられておりますけど、現状は、合計特殊出生率1.36、そして今なお転出超過、出るほうが多いという現状、これどう分析されておりますか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） このことはかねてから、この議会でも何回でも申し上げたと

おりであります。基本的に昨日も申し上げたところでありますが、自然増減につきましては、ここ10年を見ますと、大変残念ながらお亡くなりになられる方が大体500人から600人の間で推移をしております。ほぼ同じようなペースであります。ただ、出生していただく人数については御存じのとおり、この10年間を見ますと、およそですけど、半分の状況になっておると、10年前と見てみますと、約300人が4年で見ますと170人と、半分とはいかないんですがそんな状況であります。

したがって、自然増減が差がだんだん広がっているがまず一つであります。それから社会増減で、転入・転出このことにつきましては10年前は約三百四、五十人だったのが、4年度で見ますと250人ということで、幾らかいろいろな施策の中で、転出と転入の差が縮まっておるとこういう現実があります。ただ、転入・転出につきましては、特に転入は18歳なって高等学校等を含めて大学とか、あるいは就職で外に出られる方、その総体が減ってることも事実でありますけども、それも相まってでも数字上はそういう状況になっておると。

そこへかねてより申し上げておりますとおり、何とかこれまでの戦略の中で、もちろん出生数を増やすことも、非常に重要な課題として捉えておるわけですが、転入あるいは転出、この社会増減を何とか埋める、このことも重点的にいろいろな戦略の中で取り組んできたところであります。ただ結果としてはこういう状況でありまして、一方、かねてより申し上げておりますとおり、転出でこの高等学校等々を出て大学、あるいは就職で出られた方の中で、特に女性の回帰率が低いと、こういう状況をつぶさに客観的に捉えておりまして、このことも踏まえながら、今後どう展開していくかということについては、これまで申し上げてきたとおりであります。そういう現状であります。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 私は現状を伺ってるんじゃないんです。そういう現状にある原因は何かということ、どう分析されているのかと伺ってるんです。できてないということですか、分析が。じゃあ申し上げますか。ありますか、どうぞ。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 具体的な分析のところの資料を持っておりませんが、これまでお話し申し上げたとおり、一つはやっぱり働く場の確保、これはどうだったのかと、こういうことであります。それからもう一つは先ほどおっしゃったように、子育ての支援によって転入、あるいは定住が広がるかどうかということの検証、これはなかなか難しいんですけども、そういったところの検証が一つあるかと思いま

す。

それからもう一つは、やっぱり定住の中で空き家も含めてであります。定住政策で住宅政策をどうしていくかと、こういうこともあります。そういう意味では、住む、働く、あるいは仕事、あるいは子育て、そういったところでのこれまでの戦略を描いてきたこと、これをしっかり検証しなくてはならないということではありますが、ただ、端的になかなか現実には厳しい状況はつぶさにありますので、さらにそういったことをこれから次の時代にどうやってこれを展開していく中で、持続させていくかということについては、さらに検証しながらしっかり捉えていく必要があると、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 私が捉えている問題点は、ターゲット、狙いですね。そこが明確でないということが1点。もう一点は、いろんな制度を宍粟市もやっておられることは十分承知していますが、独善的だということです。直接、今子育て世代の方々と会ってニーズを拾って、そして制度がマッチングされてるかどうかということ、ここが少しあやふやだと私は思っています。そこが十分な効果を発揮しない大きな問題点じゃないかなと思います。

ターゲットが不明確というところをもう少し深掘りしますと、市長は5歳ごとの出生率を合計したものが、合計特殊出生率ということは御理解されていると思いますが、5歳ごとの出生率御存じですか。それを見られてないですね。それぞれ5歳ごと、いわゆるこの統計上上がってくる年齢は、15歳から49歳を対象にしています。15歳から19歳、20歳から24歳ということで、その出生率がそれぞれあります。それを合計したものが合計特殊出生率、今1.36です。この中でも、やはり20代から39歳のところの出生率が高いんです。他の年代に比べて。その出生率が高いところを他の町と比較したら低いんです、宍粟市は。明石と比較しましたがそこは低い。

そしてその低い上に、この年代が多くまちを去っているんです。2018年から2023年の5年間を比較いたしました。この20から39歳までのこの層で530人が減っています。女性全体では全体じゃないごめんなさい、15歳から49歳までは1,003人減ってるんです。住民基本台帳の人口ですけどね。国勢調査とは違うかも分かりませんが、要するに1年に200人ぐらい減ってるんです。この出産に関係すると言われる女性の人口が。そのうち出生率の高い人たちが半分以上このまちを去っていったんです。ですから、ここをしっかりとキープしないと、2.15なんてとてもとても上がりませんよ。そういうことをどういうふうに思われますか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変申し訳ないですが、その5歳刻みのやつは十分私も常々見ておりますが、ここに資料はありませんのではっきりしたこと言いません。決して見てないというわけでも、あるいは持ってないというわけではありません。今日ここには持ってきてないということでもあります。

それから冒頭おっしゃったように、宍粟市はこれまである程度やっとなるわと、そんな認識はないわけでありまして。そんなふうに私は答弁したつもりはありません。ただこれまでも、例えばであります、子育て支援センターでそれぞれ子育て等々のお母さん交えて、私も何回かそれぞれの4センターで話をさせていただいたり、可能な限りできることはこれまでやってきました。ただ、いろんなまちと比べると同一のものもありますし、あるいはそれぞれのまちの特色もありますので、これははっきりどのまちがどうやということは私は言い切れないと、このように思います。

ただ繰り返しになりますが、宍粟市も子育ての会議であったり、あるいは議会からのいろんな提案だったり、市民の皆さんとの対話の中で、可能なものはできるだけ前向きで捉えていこうということをやってきました。ただ、おっしゃったように、その年代20から39歳の女性で200人ということもありましたが、冒頭ひよっとしてそれと関係あるんかも分かりませんが、申し上げたように、特にその中でも女性の回帰率が非常に厳しい状況。これは昨年度も申し上げたところでありますが、それをどうやってするかということについては、具体の施策には至ってないところでありますが、その認識を持ちながら、その対策をしなくてはならないと、このことはしております。

それからもう一つ少子化対策といいますと、非常に分野的に広がってくるわけですが、当然教育の問題もありますし、それから定住あるいは移住、さらには男女共同参画とか、こういう大きなところがありますので、恐らく議員がおっしゃるのは総花的で、もう少しターゲットを絞って明確にして、そこを焦点化してやったらどうかという。このことだと思っておりますので、それはそのとおりでと思います。

そのうちにその一つに岡山県のその話がありましたが、ああいうふうな形でやられておまして、今後もう少し表現はどうか分かりませんが、総花的にやらんなんことは底上げをしなくちゃいけないんですが、ピンポイントでやることも重要だと思っておりますので、今回提案いただいたことも踏まえながら検討していきたいと、ただできるかどうかということは、一つはやっぱり財源の問題があります。

もう一方、国の少子化対策の根幹というのは、私は国がしっかりこういう方向を

示して、その上に立って、県や我々市町村の役割があるんだと思いますので、そういうことも今日の状況を見ながらしっかり踏まえて、施策を展開する必要があると、このように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） やってないということを申し上げてるんじゃないで、今言われたようにもっと絞ってもらいたい。財源がないとおっしゃるのなら市長がそれは財源を確保してもらいたい。明石市は子どもを核としたまちづくりを中心に町をつくっていくという考え方。そして子育て支援策五つの無料化というふうに、これ財源確保が大変だったと思いますよ。相当頑張られましたね、泉市長は。そういうことです。どういうまちづくりをするか。

女性の例えばUターンが少ないんだったら、どこに原因があるかということを探掘りしてもらわなければいけない。私は圧倒的に女性の地位が低いんだと思いますよ、宍粟市は。市役所の中でも見てごらんささいよ。非正規職員の方はほとんど女性の方じゃないですか。正規職員と非正規職員の賃金差はどれだけあると思いますか。こういう問題を放っていて、男女共同参画なんていうふうに声高々に言うのはどうかなと、私は思うわけです。

だからそこに具体的に財源をつぎ込んでいく。どこかのもう効果が発揮されてないものはなくしていったらいいんですよ。でね、なくさなくても宍粟市は毎年不用額10億円あるんですよ。決算したときに。2分の1が借金の繰上償還に使われてますけど、あと2分の1使えばいいじゃないですか、ここに。5億円入れたら相当なまちになりますよ。そういう考え方に、なぜ立たれないのかということ。そこをもう一度お伺いしたいと思います。その財源確保、そういうふうに市長がすると言えばできるんだと私は思いますよ。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃるとおりかもしれません。しかし私は市長ができるからできますよということについては、断言はとんでもないけど、ようせんと思います。ただ、常々財政運営、行財政運営の中で申し上げておりますとおり、私たちは先ほどおっしゃったように、市民の皆さん含めて貴重な税金を執行するわけであり。最小の経費で最大の効果を上げようと、それぞれ職員一丸となって、市民の皆さんの参画協働を得て事業執行をしておると、こういうことでもあります。ただ、今日的な大きな課題としては人口減少対策、その中でも子育て支援というのは大きな柱であります。

可能な限り財源を編み出しながら、子育てしやすい環境をつくらなくてはならない。その思いは当然持つておるつもりであります。しかし行政全般、特に宍粟市の場合は、非常に広大なエリアの中で、各種のいろんな事業を展開するところであります。それぞれの施策の優先順位をしっかりとしながら、しかし持続をさせながら、同時に先ほど来おっしゃっていただくような子育てできる安心感を持つてるまち、これも踏まえてしっかりと対応することは当然のことだと思っておりますので、その考えをもって市政運営に当たっておるつもりであります。今後もその方向でいきたいと、このように考えています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） その上で一つ、これ早急に見直していただきたいことがあるんです。保育料のこれ幼稚園も保育所も含めて、保育料の完全無料化を成し遂げていただきたいんですけどね。第2子が半額、第3子以降無料の今制度ありますね。やはり2人目、3人目子どもを産んでほしいという思いですよ、制度をつくる側としたら。国の制度とし宍粟市が一緒だというふうに御説明いただきました。私もいろいろ調べましたが、他のまちと違うところは、第何子というのをどこから考えてるかというところの違いなんです。

学校給食18歳を点にして3子目以降無料とされましたね。この保育料だけは、就学前の年齢で2子、3子をカウントされてるんです。言わばゼロ歳から5歳の範囲で5年間ですよ。5年間に3人子どもを持たないと無料にならないんですよ。他のまちはここに気がついて18歳だったり、明石市は年齢は関係ない。子どもが2人、3人になれば保育料をなくしていこうという方針に変わっていったるんです。多くのまちがそういうふうにしていってます。奈義町もそうです。他のまちも。今もうネットがありますから調べてください。

こういうところに思いが至らないと駄目だと思うんです。教育委員会から1,500万円という、これをするための財源のお話ございました。1,500万円の財源ぐらい市長何とかなるでしょう。これが確保できないなんていうことにはならないと思います。これ早急にやっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） お言葉を返すようですが、1,500万円ぐらいって、私は非常に重要なことだと思います。恐らくそのぐらいだったらこれまでもやってるかも分かりませんが、多分これまでその状況ができない理由、もう少し私自身も整理をしていきたいとこのように考えております。ただ繰り返しになって申し訳ないところ

であります。基本的に子育てしやすい環境、安心感、これは当然に共感するところ同一の考えであります。

ただ全てが単独で無償化できるかという、そうでもない現実も御理解いただきたいと思います。ただ、今おっしゃったことは今後の課題として捉えさせていただきます。このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） この子育て問題は、もう全国の自治体どこも同じような課題を抱えてまして、子育て包括支援センターというのは全自治体が導入いたしました。数年前。これはフィンランドのネウボラという制度を国が参考にしてつくった制度だと思っております。そのネウボラの理念、それが今の宍粟市の子育て包括支援センターに生かされているのかどうか、この辺りも十分検証いただきたいということを申し上げて、次の問題に移らせていただきたいと思いますが、何かこれに関して答弁ありますか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 子育て支援包括センターについては、宍粟市では県下でも早くから取り組んでおります。今の議員のおっしゃったその創設のフィンランドにおける理念とはちょっと私のほうもこれからよく確認し、これからの子育て支援の中で生かせるところを生かして進めたいと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） よろしくお願ひ申し上げます。

それではちょっと時間がありませんので病院のほうに移らせていただきます。

この間私も何回か質問に立ちましたし、先日の同僚議員からのやり取りを聞いてまして、今日は大きく二つ。一つは経営強化プランと今の病院整備の考え方がどうなのかということで、何点かすり合わせをしたいというふうに思います。それから、この病院を進めるのは市民アンケートを踏まえてということで、医療体制の充実重要度が高いんだということをおっしゃって推進すると言われた。この市民アンケートがどういうふうに何を求めているのかということは、後ほどすり合わせをしたいと思っております。

まず経営強化プランの関係です。経営強化プランというのは持続可能な公立病院をこれからも維持して行って、この地域、二次医療圏も含めてですが、医療提供体制を確保するための戦術プランだと思っております。ビジョンだというふうに思い

ますね。

そこで、昨日も市長は姫路播磨圏域の中での役割機能、その連携ということを強調されておりました。これは、はり姫などの高度医療のところから宍粟が受け皿となって、回復期を担っていく連携のことをおっしゃったんだろうと思いますが、経営強化プランでは医師確保の問題、いろいろ医療に関わる資源がだんだん少なくなっていることも踏まえて、高度医療などを行う基幹病院に医師や看護師を確保していく、そこへ集中していくと、それ以外の病院は回復期機能を担ったり、初期救急を担うという、そういう役割分担、それから機能を明確化して連携を強化しなさいというのがガイドラインの一丁目一番地の考え方ですね。

そこが昨日も議論されておりましたが、私は市民に対してそこを正しい説明がされていないと思うんです。その新病院のこのいわゆる機能の分担、機能分化、それと連携強化、これどういうふうなビジョンか、もう一度御説明いただきたいと思っています。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 議員御指摘のとおり、医療の機能分化、医療連携強化というのは、経営強化ガイドラインの一つの指針になっておりますけれども、御承知のとおり播磨姫路医療圏域というのは、我々の総合病院宍粟市が属している医療圏域でございます。そういった中で、いわゆる高次救急をやっているような基幹病院というのは、県立のはり姫さんをはじめとして、姫路日赤さんやら、あるいは国立医療センター等々がございますけれども、そういった中で我々は県立はり姫さんとの連携強化ということでございます。

全国的に見たときに、今議員が御指摘いただいたように、基幹病院以外との役割分担ということでそういうことが論じられておりますけれども、それはやっぱり医療圏域の例えば立地状態とか、あるいは基幹病院と基幹病院以外の位置関係等々、いろいろなもうちょっと細やかな要素がございますので、この播磨姫路圏域におきまして、西播磨北部地域のこのエリアが基幹病院として全部急性期機能をはり姫さん、姫路のほうの高次救急病院に集約できるかといったら、それはちょっと厳しいだろうというのが一つの行政的な全体的な判断でございまして、もちろんその三次救急に関しましてはかねてより申し上げてますように、姫路の高次救急のほうで願いますと。

ただし、我々も常々申し上げておりますけれども、県から特定中核病院という御指

定をいただいているその背景には、一次救急、二次救急はこの位置関係の中でこちらで担ってくれよということでありますので、一定の急性期機能を果たしながら、今後充実すべき回復期機能の部分についても、しっかりと対応していくと、こういった併用型の機能を我々は持って、どちらかという急性期は落として、回復期は充実してと、こういうスタンスで臨んでいく。それがこの医療圏域における関連病院の役割分担と認識しているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 一定の急性期を担っていくという、そこは分かるんですけども、そういうことと昨日強調されとった連携とは、私は違うというふうに思っているんです。実際に救急でいわゆる脳梗塞とか、循環器系とか、脳神経系とか、そういう高齢者になったら救急が多いじゃないですか。それで高度で姫路へぼんと運んでもらいたい。その後こちらに帰ってきたいわけです。その回復期を担えるのかどうかというところが、昨日も論点だったと私は聞いてたんです。

この間もずっと委員会なんかでお話ししてましたが、宍粟の回復期はそういうことを十分担えるということを説明されましたが、いろいろ調べてみますと全てを担えるわけじゃなくて、回復期リハビリテーション病棟というのは、厚生労働省が一定疾患を決めていますね。こういう病気だったらその病床に受け入れなさいと。だから、昨日副院長がこれから強化するところについては、何ておっしゃってたかな。内容は消化器系内科というふうにおっしゃってた。そういうものは回復期リハビリテーションの機能というか、関係ない話なんですよ。それは一定の急性期を担う範囲で拡大しようとしてる範囲だと思うんですけども、回復期を担うためには、もっと違う専門医がいたり、あるいはPT・OT・STというコメディカルの職員がもっともっと配置されなければ、そこは担えないんじゃないですか。

そういうことができないのに、市民はこのいい病院ができれば、三次から姫路からこっちに帰ってもらって、やっぱり家族と一緒にこっちで療養生活を送って自宅へ復帰できるということを夢見ておられるんです。希望されてるんです。そこにそこがなければいけない。もっと中身を私のところはこれまでしかできません、でもよろしいかというふうな説明をしないと駄目だと思いますよ。これ専門的になるから分からないんですよ、病院のことは。だから全部もう行政がやることは間違いないだろうって任してるんですよ。でもできるところ、できないことをしっかり言って、そしてそれでもオーケーという了解をもらわないといけないと私は思います。

ですから、厚生労働省が決めている対象疾患、それでないと回復期は無理だとい

うふうに思います。それ以外のところで幾ら強調されても、僕はそこは連携が強化されるというふうには思いません。それに対していかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） ちょっと大畑議員に申し上げますけども、いわゆる病床機能というのは、回復期という一つのくくりになっておりますけども、病床で見ますと回復機能の中には大きく二つありまして、我々は今現在保有している地域包括ケア病床、それから今議員がおっしゃられた回復期リハ病床で、同じ回復期なんですけども、地域包括ケア病床と回復期リハ病床との平たく言うと大きな違いは、リハビリに重点がより置かれてるのが回復期リハビリ病床で、一定のリハビリもやる部分が、地域包括ケア病床ということでありまして、我々は今もそうでございますけれども、地域包括ケア病床を保有しておりまして、地域包括ケア病床を増やすということで、基本計画基本構想でもうたっておりますから、それはもう明らかでございますけども、そういった中で今ちょっと議員が御指摘いただいた論点は、ちょっとなじまないのではないかと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） その機能は分かっています。地域包括ケアと回復期リハビリテーション機能と違うと、その二つが同じ回復期という中にあるんです。宍粟は地域包括ケアなんです。これは在宅でちょっと調子が悪くなった急性期の人が病院に入って、その後回復期で診てもらう。あるいは施設から入って来られるとかね。そういう地域の状態、地域の在宅医療に近い部分に特化したものが、地域包括ケア病棟でしょう。でも、これから救急で高度で入った人が宍粟市に帰ってこられないでは困ると言ってるんです。だからその回復期は担えないでしょうということを言ってるんです。

ですから一部しか担えないということで、それで結構です。その答弁で。それが全部できるように展開をされるから、おかしいでしょうということを申し上げているんです。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほど申し上げましたように、回復期リハ病床は限定されてるかも分かりませんが、地域包括ケア病床について対応するその症例が限定されているというスキームにはなっていないはずです。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） その辺りにしておきますね。問題があるという。それから

ちょっと時間がいっぱい組み立てたんですけど、失敗しました。

ちょっとアンケートとの関係で言います。盛んに昨日もアンケートを踏まえてと何回もおっしゃってました。アンケートでは、新病院はどのような病院であってほしいとか、どのような医療サービスを充実すべきとか、あるいはどのような診療科を期待するかということで、アンケートを取られてまして、市もホームページで結果を出されておりますね。新病院がどのような病院であってほしいかということの上位にくるのは、診療所等との連携する病院、また先ほどの地域包括がそうでしょうね。それから高度医療機関と連携する病院というのはあるんです。だからこれはもう矛盾する、両方できないんですから、そこはもうはっきり言わないといけない。

それから採算性を重視して効率的な運営ができる病院ということも書いてあるんですが、これは数が少ないということで無視されてるんですね。少数意見も尊重してもらいたい。それから24時間対応の二次救急医療が多いし、高度技術専門性を必要とする専門医療とか、新病院にたくさんを期待されてますよ、市民は。それが、そのとおり全部総合病院が担えるような新病院ではないと、単なる建て替えなんだということを市民に説明しなければいけないということ言ってるんです。

そういう意味で、私は市長、再度説明会をする必要があると思ってます。もっともっと市民と意見交換、懇談会をやる必要があると思っています。このアンケートの市民の要望等とやろうとされていることとのずれがあります。そこをもう一度お答えください。どのようにお考えですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでもいろんな広報とか、あるいはしーたん放送とか、あるいは市民の皆さんとの懇談会等々で、当然できること、できないことがありますので、これはつぶさに報告等々申し上げてきたと思います。先ほど副院長からあったとおり、当然この総合病院でできること、当然できないこともあります。しかし連携でできることも今後考えていこうと、こういうことでしておりますので、私はこれまでそういう方向で市民の皆さんにもお伝えしてきたと思います。したがって後でおっしゃった懇談会、これについては今後することは考えておりません。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） いやいや、ずれがあるということをもっともっと理解していただきたい。このままいったら大変ですよ、市長。

あともう一つ、経営強化プランの中には、県の積極的な助言というところがあり

ます。このプラン中に病院の建て替えとか新設が先に行われてしまったら、その後の継続的な医療提供体制ができるのかどうかというところから、県が積極的にこの経営強化プランの中で建て替え病院に対して指導するというところがありますが、これどうも宍粟市は建て替えばかり先行させて、経営強化プランの策定を後ろに、後ろにずらしていったるんです。これは何か意図的にやっておられるんですか。県のしっかり指導を仰ごうというお考えは変わりはありませんか。そこをもう一度答弁ください。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） かねてから申し上げてますように、新病院の整備事業が先行的に進めている中で、経営強化プランの作成という一つの国の政策が打ち出されたということで、国のほうも新病院の整備事業だけではありませんけども、先行的にそれぞれの病院の経営改善計画をつくられている場合は、それを基礎に足らずの部分を継ぎ足してという形で、先行的に行われている取組を、別に全否定しているわけではございません。

むしろそれを尊重して、その後足らずの部分を補完する部分を整理して、整えていけというのが国のスタンスだと我々は理解しております。そういった中で大畑議員に何回か御答弁申し上げたことがございますが、新病院の整備計画を進めていく中で、今般の経営強化プランの中の6本柱に相通ずる部分も多々ありますので、その部分はそれを前提にということ考えているところでございます。

そして県の助言、指導じゃなくて助言でございますけども、助言につきましては、以前にも申し上げましたが、医療政策の関係等については保健環境部、医務課ですね、それから財政的な関係につきましては市町振興課ということで、それぞれ関係部署が内容に応じて横断的に関わっていただけると、こういうことになっております。もちろん強化プランの助言につきましては、今年度本格的にいろいろと取組が進められていくわけですが、昨年度以前にも、例えば地域医療構想との整合性がありますので、そういった部分については、龍野健康福祉事務所さんとはもう既にいろいろとディスカッションしておりますし、調整会議にも当市の総合病院の建設計画については、議案としてお上げをしております。

そういった中で一定の御理解をいただいていると。財政的な面につきましては前回申し上げましたように、総務省の事業で経営強化アドバイザーを活用して議論をさらに深めていくという今後の予定としておりますので、その中で整理していくと、こういうことになると思っております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） その県の助言というところは、私は特に先ほど言われた経営強化のアドバイザーですね、そういうところにしっかりチェックをしていただきたいということ。それから県もこの助言で言っているところは収支見通しですね。持続可能な医療提供体制を確保することです。私たちも一番心配してるのは、今を議論するんじゃなくて10年、20年後もっと先、その辺りでしっかりこの公立病院が残っているようにしてもらいたいということを申し上げてるわけです。つくるなどということ言ってるわけじゃございません。

それで市長ね、全然市民と話し合うということのをされないんですが、よく今市民の方は街角でいろんな問題点を指摘したりされておりますけども、僕はこの反対論の中に多くの真理があると思ってるんですよ。ですから、そういうところに耳を傾けないと駄目だと思います。本当の真実が眠っている可能性がある。それに対して、自分らがやってることに反対だからということで、切り捨てるのはよくないと思いますがね。その辺どのようにお考えですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 決してそんなつもりは全くありません。これまでもそういうことでありますし、いろいろ御意見いただいてる、これまでいただいたことも真摯に捉えて、おっしゃったように私はやっぱり先ほど言った収支見通しも含めてですが、持続可能な医療体系を次代にどう残していくか。このことは全く私も大畑議員と同じ、同感であります。その上に立ってこれまでもお話もし説明もし、医療の重要性も訴えてきたところであります。そのように御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） そこは安心をいたしました。そういう意味で、もう残された時間ですが、一つ事前通告の中で言えてなかったことがあるんですが、まだ使える病院をどうするか議論もなく、その移転新築だけ進めるというのは問題じゃないかと言ってますね、私は。これは議会報告会の中でも市民の方から言われてるんです。やはり新病院の計画を立てる中に、全く移転新築するんであれば、既存の建物とか土地をどうするかということも、しっかりと資金計画の中に入れる必要があるという話なんです。それを言うと、病院の用地にするか、市の用地にするかという議論ですなんて、訳の分からん話をしてるんですけど、そうじゃなくてこの土地をいかに有効に使って、機能分化、連携をするかということのを私は提案したいんです。

例えばあそこを民間病院に売却をして、そして急性期、回復期、その次の慢性期とか、急性期と回復期をやると言っはるから、その次の慢性期でありますとかね、高砂が提案されている介護医療院とか、そういう高齢化していくまちにマッチングしたようなことをあの場で展開をして、そして全体の計画自体のダウンサイジングが図れるんじゃないかと、経費節減ができるんじゃないかと思ってるわけです。時間ありませんので、そこで止めます。そこで答弁をお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 以前にもお答えしたとおり、先ほどどこの部局かということ はちょっと私も存じ上げませんが、ひょっとして委員会等々で出たんかも分かりませんが、冒頭この病院の跡地活用等々もあったんですが、移転についても何年か前の議会でも御答弁申し上げたとおり、地元地域の皆さんとの説明会の中で、跡地活用についても、ぜひ今おっしゃったようなお話も出ました。ただその段階ではまだ白紙なんですよと、こういうことであります。

今は建設計画を推進しておりますが、当然この跡地をどうしていくことが大きな議論になってこようと思います。ただ今日の段階につきましては、こういうこととするというわけには、今のところ考えがありませんので、集約しておりませんので、いずれそう遠いことはないと思うんですが、この問題については議論をしなくてはならないとは考えております。

ただ、私は地元のいろんな皆さんとの話の中で、いろんな話も出ました。先ほどおっしゃった話が出ました。それも踏まえて、あの地域のこれまでの歴史やあるいは住環境やいろんな環境含めて、これからの町を考えたときに一体何がいいのかなと、こう考えてみますと、やっぱりこれから市民の皆さんもいろんなことで御意見をいただきながら、当然市も一定の案は出すわけでありましたが、今後そのことについては議論を深めていく必要があると、このように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） まだまだ時間が足りませんし、今日はもう十分詰めることができませんでした。

最後に市長にちょっと覚悟を伺います。この間、医師会の先生方にこのまま進めるんだったら、あそこに市長や議員の名前を全部克明に刻んどけというふうに言われました。やっぱり私たちは両方とも無投票ですよ。市民の信託を受けてここにいるんじゃないんですよ。議会でお決めいただくとずっと説明会でおっしゃってるけど、そんなことはできませんよ。民意を問いましょうよ。どうですか、民意を問う

て、そしてやるかやらんか決めたらどうですか。最後、答えてください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 医師会の先生でどなたがおっしゃったのか分かりませんが、私もその話はまた確認していきたいと思います。

○11番（大畑利明君） 医師会どうのじゃなく、民意を問うてくださいと言ってる。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 民意を問うということはちょっとよく分かりませんが、私たちは前回の選挙でも民意を問うて、たまたま無投票になったんじゃないでしょうか。どういう民意を問うんですか。

反問を。

○議長（浅田雅昭君） 反問を許可します。

大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） それでは、いろいろ昨日から津田議員も何点か疑問点を投げかけられている。私も今日幾つか言いました。経営強化プランと新病院の関係でも、まだまだ煮詰めていかなければいけないことがある。それから、今の新病院の計画を市長は粛々と進めるというその背景に、市民アンケートを根拠にされている。この間も説明してきたということを言われる。確かに説明をされてきた。その説明で、是か非かということは問うておられない。説明されただけです。市民がどう受け止めて賛成されたのか、反対されたのか分からない。

ですから、住民投票条例という手もありますよ、市長が独自でやるということも。でも私は議会でお決めいただくと言われるんだったら、私たちも含めて辞職する覚悟はある、私はありますよ。そして、この病院をどうするかということで、出直し選挙をしたらどうですかということと言ってるんです。その覚悟がおありですかということ。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ちょっと反問がありまして、答弁。

そういうことはありません。

○議長（浅田雅昭君） これで11番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 議席番号2番の山下です。議長の許可を得ましたので通告に基づいて一般質問を行います。

公共施設のトイレへの生理用品の常備について。

宍粟市は小・中学校のトイレに生理用品のボックスを設置し、生理用品の常備を行っております。しかし、公共施設のトイレにおいてはお渡しカードによる利用となっております。

そこで質問をいたします。公共施設のトイレに設置されているお渡しカードによる利用について安心して利用できるように、どのような改善を行ったのか。改善により利用者は増加しているのかどうか。今後の事業の参考とするために、生理用品を受け取った方へアンケートの協力依頼を行っているが、現在の回答状況はどのようになっているか。学校のトイレの生理用品の常備と同じような形態で、公共施設のトイレにおいても、トイレットペーパーのように安心して利用できるように考えることも必要ではないのか。以上、市長にお伺いいたします。

引き続き、災害時に一人の人も取り残さない避難体制の整備について質問をいたします。

3月の議会においても同じ内容の質問を行いました。より安心して避難体制の整備を求めて再度質問をいたします。

主に各学校施設に避難することとなっておりますが、各学校の教室などを安心して利用できる避難所にするために、事前に利用できる教室数やトイレ数などを市民に知らせておけないのでしょうか。

福祉避難所として、宍粟防災センターなどのほかに、協定施設が複数か所ありますが、全ての希望者が安心して利用できるのでしょうか。

宍粟市避難行動要支援者、個人情報提供に関する条例、これにあります避難行動要支援者を災害時、地域住民により安全に避難や安否確認ができるように、事前に避難行動要支援者の個別支援計画や名簿といった個人情報を、自主防災組織などの避難支援関係者へ提供し、避難行動の支援を行っていくことになっておりますが、これらの支援体制が進んでいるとは言えない状況下でありましたが、現在支援体制の進捗状況はどのようになっていますか。

減災と災害対策に取り組むため自助・共助・公助の三つの力を結集すると、宍粟市地域防災計画の理念にあります。公助の力についての具体的な分かりやすい説明が、一人の人も取り残さないという市民の安心感につながると私は考えております。市の責任についての説明をお願いいたします。

以上市長にお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 山下由美議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私のほうから、山下議員の災害時一人の人も残さない避難体制の整備について御答弁させていただきます。

まず1点目の、事前に利用できる教室数やトイレ数を周知できないかにつきましてですが、3月の質問でもお答えさせていただきましたが、緊急的に多くの住民の方を受け入れる可能性があることから、基本的には学校施設の体育館を避難所に指定しておるところでございます。

校舎内の教室等の利用につきましては、避難者の体調に配慮しながら、必要な場合に空調設備がある教室を利用するように考えておるところでございます。教室を避難所として利用する場合は、施設管理者である学校との調整、また学校側の利用状況によっては利用できる教室が変わってくる可能性も考えられます。避難につきましては一刻も早く行っていただく、このことが大事でありますので、避難所は学校の体育館という理解をいただき、早々に避難いただくことが望ましいと考えておるところでございます。

2点目の福祉避難所の利用を希望する全ての住民が安心して利用できるかにつきましては、指定の福祉避難所に加えて、協定を取り交わしている福祉施設につきましては、そもそも施設に入所されている方々の状況によりまして、そのときに受け入れいただける可能人数等々、変わってくる状態でございます。まずは避難所のほうに避難いただいた状況下で、要配慮者の希望を確認しながら、市内の協定施設とは連絡調整を行う中で、福祉避難所への誘導ということで、受入れ体制の調整を行ってまいりたいと考えております。

4点目の公助につきましてですが、まず地域防災計画では、自助とは自分を守るための知識と行動力。共助につきましては、地域で力を合わせ互いの命を守ること。そして公助につきましては、市民の安全と安心を確保するため、避難行動を導くための警戒、あるいは避難情報を発信し伝えていくこと。これらが避難またそれら避難の受け入れを的確に行っていくことと考えております。さらにそこにハード面というところを捉えますと、緊急事態をお知らせする情報伝達の手段の整備、あるいはハザードマップを作成し、これにより市内の危険箇所や避難場所を知っていただく、あるいは自主防災組織の資機材購入の補助、こういったものも災害に備える支援について、このようなものを含めて公助と考えるところでございます。

地域防災計画における理念につきましては、人の輪で命を守るまちづくりを掲げ

ております。災害に動じない宍粟市をつくり上げるため、自助・共助・公助を集結して、減災と災害対策に取り組むことが、市民の安心につながると考えておるところでございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、公共施設へのトイレの生理用品の常備についての御質問にお答えいたします。

1点目のお渡しカードの利用についての改善点につきましてですけれども、前回の山下議員の御質問に対して、改善策の一例として申し上げたわけですが、その一つ目としまして、本庁市民局などのトイレにおいて、入り口付近の案内表示を目につきやすいような形で大きなものに変更し、またトイレの個室には新たな案内表示を設置することで、利用者に周知を図りました。

二つ目としまして、本庁を含む市民係等の窓口で声に出さなくても受け取りの意思が確認できるよう、指差し用のカードを配置しまして、希望する方に寄り添った対応にも心がけました。配布実績としましては27セットでありまして、表示方法を改善したことによりまして、9セット配布数として増加しております。わずかではありますが、改善の効果があったものと考えております。

2点目のアンケートの回答状況についてですが、生理用品をお渡した際に、アンケートの協力依頼もしておりますけれども、現在のところ回答はいただけておりません。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 私からは公共施設のトイレへの生理用品の常備についての3点目の御質問にお答えをいたします。

公共施設のトイレに生理用品を常備することにつきましては、衛生面であったり過度の持ち帰り防止など、管理上の問題また継続的に常備していく上での経費的な問題など、幾つかの課題があると考えております。したがいまして、現在お渡しカードによる窓口での無料提供を行っておりますので、少なくとも必要とされる方にはお渡しできる現在の環境がございますので、現行の仕組みで対応していきたいとこのように考えております。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私からは避難体制整備の御質問いただきました。そ

の点についてお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者の個別避難計画についてであります。これまで優先度の高い方から順に計画の作成に取り組んでおるところでございます。現在同意を得て個別避難計画書の作成が完了しておるのは128名の方であります。作成した個別避難計画につきましても、その写しを地域の避難支援者や自主防災組織、民生委員児童委員、西はりま消防組合宍粟消防署、宍粟警察署、宍粟市社会福祉協議会、担当の介護支援専門員、担当の相談支援専門員に事前に提供させていただき、有事の際には円滑な避難行動が行えるように協力依頼をしております。

この個別避難計画の実効性をさらに高めていくために、防災と福祉の連携促進事業としまして、地域の避難支援者や自主防災組織、民生委員児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員等との協力を得ながら、避難訓練を実施するなど、その取組を深め実効性を高めておるといった状況であります。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それでは、公共施設のトイレへの生理用品の常備についての質問から再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど聞きましたら、数点の改善を行っておられるということが分かりました。そして、その利用者が以前は18件でしたが、9件増えた。私の3月議会での当局の御回答のときには、トイレなどの設置しているお渡しカードの御提示により提供した件数が5件、相談の際に制度をお伝えして提供した件数が13件ということだったんですけれども、9件増えたということですが、それはトイレなどの設置しているお渡しカードの御提示により、提供した件数が増えたのでしょうか。それとも相談の際に制度をお伝えして提供した件数が増えたのでしょうか。どちらかをお教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 前回のカード提示の際の配布につきましては5件、相談時には13件ということで18件であります。このたび現在直近の数字で把握しているものにつきましてはカードの提示が9件、そして相談時が18件、計27件ということで、カードの提示並びに相談時において、両方とも増えているというような状況であります。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） その内容を聞きまして、トイレによるお渡しカードの提示に

よってはこの約3か月で4件増えたということですね。あと質問したいことがあるんですけども、この公共施設における生理用品の無料配布は、こういったお渡しカードによる窓口の配布の形式を取っておるということで、この3か月で4人の方が御希望なされた。この窓口配布の形式による利点といたしましては、窓口において相談を受け止めて、さらなる支援につなげることができる。これが利点ではないかと考えておりますが、これまでにこのさらなる支援ですね、どのような支援につなげることができたのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私のほうからは、市役所北庁舎で健康福祉部所管しておりまして、北庁舎における状況につきまして御報告、説明をさせていただきます。

昨年度からこの生理用品のカード、また相談時によるお示しにより受け取りの方がいらっしゃる中で、その受け取りの中で相談に見えられるというのが前提でまず北庁舎には多くの方が見られます。その中で、生理用品等の必要性はありますかということ、受け取っていただいております。生活困窮及び生活のことで御相談に来られる方も多くありまして、その御相談とまた生理用品の受け取りにより、安心して帰っていただくと。そしてその相談につきましても、窓口で職員が応対し安心して帰っていただく。また次の相談につなげようということ、一定の効果があるということで御説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） プライバシーの関係もあるので、具体的な説明ができないのではないかなとは理解いたします。それで今後の事業の参考とするために、生理用品を受け取った方へのこのアンケートの協力依頼、これが令和5年3月議会での当局の御回答のときにも回答がなかったということで、3か月たった今回も回答はないわけですが、なぜこのアンケートに対しての回答がないのかというようなことを、考察しておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） アンケートにつきましては、今後のそれぞれの支援につなげるための一つということで、アンケートを取らせていただいているわけなんですけども、やはり生理用品が必要だというその部分だけに特化される部分がありまして、アンケートまで答えるのはちょっと負担になるというような思いがある

中で、アンケートに今のところ答えていただけないというようなところで、分析をしております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） アンケートに答えていただけてないということは、少し考えていただきたいと思うわけです。なぜかといいますと令和5年3月の議会におきましての御回答に、第一義的にアンケートに答えていただき、それを次の市の施策につなげていくという御回答を得てるわけですね。ですから、やはりアンケートに答えていただくということは、次の施策につなげていくための大切なことではないかなと思うのです。ですから答えていただけるような方向性を考察しておられるのかどうかということをお尋ねしたのですが、どうなんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） そのアンケートについては、配布時について呼びかけはさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げたように、その方が生理用品が必要だと、その部分に特化してなのでアンケートまでについては至っていないというような状況です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 公共施設においては、今までどおりこのお渡しカードによる方式を続けていくという回答でありました。そこで現在その宍粟市内の小・中学校、ここにおきましては、トイレットペーパーの設置ボックスと同じような生理用品の設置ボックスが、市独自で行政の方に頼まれて開発されて設置されております。私も市内の中学校のトイレに行ってみせていただきましたが、トイレットペーパーと同じような感覚で、安心して利用できるようになっているということに、本当に感動いたしました。このことはやはり宍粟市において、ジェンダー平等を実現させるために、いち早く女性職員によりますプロジェクトチームが立ち上げられたこと、この功績が非常に大きいと思います。

生理の貧困、言い換えれば女性の体の安全や健康、権利を守るため、女性職員によるプロジェクトチームを立ち上げられて、そしてこのような形で小・中学校にトイレットペーパーと同じように使える生理用品の常備が実現したということ。これは私はすばらしいことだと思っております。学校や児童・生徒の皆さんからも大変肯定的な意見が寄せられていると聞いております。ですからこそ、私はこの公共施設においても、女性の体の安全や健康、権利を守るためにトイレットペーパーと同じような感覚で、安心してぜひ利用できる生理用品の設置ボックスの常備、これを

求めたいと考えるわけではありますが、どうでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 先ほども申しましたように、過度の持ち帰りの防止というのは、ほかの自治体でもそうですけども、そういったことがあるので窓口でのお渡しにしておるといところが、宍粟市だけではなく、ほかの他市の事例でもそういった課題があるようでございます。学校の場合は使用する人が生徒もしくは教員にある程度限られておりますので、そういった管理上もある程度しやすい部分はあるのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 過度の持ち帰りの問題、この御発言これに対して、やはり私は市民の代表といたしまして、非常な違和感を覚えるわけでございます。恐らく市民にとったら市当局の言われているこの過度の持ち帰りですね、これがどういったことを意味するのか。否定的な方向に捉えられる方もあるだろうし、そうでない方もあるかもしれません。しかしながらやはり私が思いますのは、本当にそのような過度の持ち帰りがあるかどうか。まだお試しもされてないのに、そのように言われているということに、ちょっとどうなのかなというように思いまして、とりあえず女性の体の安全や健康、権利を守るためなんです。トイレットペーパーと同じように常備をするということを考えてみられたらいかがですか。

○議長（浅田雅昭君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 過度の持ち帰りにつきましては、先般の3月の議会でも答弁があったかも分かりませんが、トイレットペーパーにつきましても、この本庁舎内におきましては、持ち帰り事案が発生した経緯がございます。これにつきましては警察等にも相談をしながら、いろいろ対策を今講じておるところでございますので、そういったことはある程度想定する必要はあるんじゃないかなと、このように考えております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） トイレットペーパーの過度の持ち帰りに対して、警察のほうとも相談されているというような現状を今お聞きしまして、まず市民の意見を聞いていただくということ。こういったことに対しても、それが大事なんじゃないかなと思うんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） こういった生理用品がどこのトイレに行っても常備して

ある、それはあるにこしたことはないと思います。市民に問いかけても、それはあればいいというふうな回答が恐らく返ってくるんだろうとは思いますが。ただし、先ほど申しましたように、そういった持ち帰りや、あと経費的な問題、こういったことも総合して勘案する必要があるのではないかなと思っております。ほかの事例では民間のベンチャー企業が主体となりまして、こういった生理用品の無償のトイレへの設置をしておるところは承知はしておるところでございますけれども、これにつきましても、やはりそういった持ち帰り防止ということで、1回に1個しか出てこないような仕組みが構築されておったり、そういったことがございますので、ある程度そういった対策につきましても、始める段階では検討しておく必要があるんであろうと、このように思っております。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） この公共施設のトイレの生理用品の設置の論点のところであったりとか、その参考の意見をお聞きするために、反問権の行使について、議長の許可をよろしく願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 反問を許可します。

森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） それでは3点ほどお伺いします。

まず、その公共施設への設置とは、具体的にはどこの施設を指して言われているのかということをお尋ねします。具体的な場所をお尋ねします。

もう一点につきましても、前回山下議員のほうから生理用品の提供に関しては、いまだ話しづらい雰囲気があると、窓口までお渡しカードを持って行くことができなかった。このような市民の声を聞いているとの内容での答弁でありましたけれども、山下議員への相談については、何人ぐらいの方がそのようなことでお尋ねしたのでしょうか。ちなみにこの受け取りに来られた方、市から受け取りに来られた方については、そのような意見は聞いておりません。

もう一点、市として一定必要とされる方への環境整備がなされていることについての見解であります。生理の貧困問題から始まりまして、市として生理用品の提供について少なくとも必要とされる方に受け取りができる環境がなされ、実際利用されている方がいる。これらの状況とか、また実績あることを踏まえて、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねします。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 3点反問がありましたので、反問に対応して答弁をお願いし

ます。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それでは3点の反問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、公共施設の設置、どのようなところを想定されているのかという問いでございましたが、現在公共施設として置いてあるところありますよね、お渡しカードが、そのところにはやはり全て常備していただきたいということです。

それからあと、生理用品をお渡しカードがトイレに置いてるのを見ても、やはりその窓口へ持って行くのがなかなか大変だって言われた方は、何人ぐらいかという問いですけれども、具体的な人数といたしましては、私の周りの女性ほとんどの方がそのように言われております。ですから、ちょっと人数といたしても、確定的な人数を答えるわけにはいきません。

それからあと、現在市が取り組んでおりますお渡しカードによる生理用品を渡してくださってるということで、これも事業を始められてからもう大分年月がたちますよね。ものすごく大事なことだと思っておりますけれども、お渡しカードによる提供の件数が前回の質問時には5件、そして今度は4件増えて9件と、非常に少ないんですね。このことから考えても、いかにお渡しカードによって取りに行けないかというのが分かると思うんです。

以上で反問権に対する回答を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 二つ目の私のところに複数人が来られましたとか、人数的なところのお答えがなかったんですけども、具体的に相談にこられた数の人数ぐらいは把握されてると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） お答えください。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） なぜそんなに人数にこだわられるのかということが、私は疑問です。

○議長（浅田雅昭君） 反問に対して先に答えてください。

○2番（山下由美君） それはもう十数人です。

○議長（浅田雅昭君） よろしいか。それでは質問を続けてください。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 私は女性の貧困、この女性の体の安全や健康権利を守るため、

このために質疑・質問をしております。そしてやはりこの女性の権利、そしてこの女性の体はいかに大切かといったようなこと。例えばですね、この議場の中にも非常に女性の数が少ない。そして今お答えになられた部長も女性ではありません。私は初めに申しましたように、いち早く女性職員によるプロジェクトチームが立ち上げられた。これによって、ここまで進んだということが大変評価しておるわけでございます。そしてその上に、やはり小・中学校で実現できたようなことを、公共施設でも行うべきではないか。女性の体を大切に思ってもらい、健康、権利を守るために大切ではないか。そう質問しているわけでありまして。いかがですか。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） これはかねてから、今おっしゃった趣旨で女性職員のプロジェクトによって提案なされて、まずできることからということで、まず学校あるいは公共施設もそうであります。ただ全てでないということが、幾らかの課題を整理しながら、可能でしたら拡充できる公共施設をしっかりと押さえながら、拡充が必要だろうとこのように考えておりますので、目的はしっかりと捉えてあるいは進めていくことが大事だと思っておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 市長がそのようにお答えくださったので、今後期待しております。

続きまして、災害時一人の人も取り残さない避難体制の整備について、質問をさせていただきますと思います。

令和5年の3月議会での御回答によりますと、現在宍粟市においては小・中学校を中心に指定避難所として29か所指定をしているという御説明がありました。防災を学んでおりましたら、災害発生時避難する主な場所として、避難場所と避難所これがあるそうですね、皆さんも御存じだと思うのです。御存じであると思って本当に恐縮でありますけれども、ちょっと具体的なお話をさせていただきますと、避難場所とは災害発生時にまず逃げる場所であり、避難所とは避難生活を送る場所であります。

災害発生時には命を守るために、まずその災害に対して避難が可能な避難場所に逃げることが、その災害に対して様々な災害があります。その災害に対してのまず逃げるというその避難場所、これが大切であるというふうに言われておりま

す。宍粟市にその災害に対して避難が可能な避難場所は、それぞれ何か所あるのかなどを確認しておく、これは大切なことです。誤って避難所に行って命を守れないというようなことにならないように、宍粟市における避難所及び避難場所、それぞれの説明をお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 避難場所につきましては、おっしゃっていただいたように、例えばですけども、地域の広場であったり、そういったものを指定されて避難場所とされているところもございます。ちょっとその具体的にその数とかちょっと質問の意図があれだったんですけども、数のお話かどうかはちょっと手元に資料ございませんので、数は申し上げられませんけれども、そういった地域での運用、あるいは避難所というのは御承知のとおり、こちらで指定したもの、あるいは地域の公民館等々を活用いただいて一時避難所としてされているものがあるところもでございます。それぞれの地域で避難場所、あるいは避難所ということで看板も上げていただいたりしておるのが現状かと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） そういったところも、市民の方たちにも本当によく分かるようにしっかりと一覧表等にしていきたいなと思います。

また今から言います質問も、何度も繰り返しておるわけですが、支援を必要とする人にとりましては、やはりその一般の避難所に一時的に避難するということにおいても、強い不安があるわけなんです。高齢化が非常に進んでおります宍粟市におきましては、やはり一般の避難所に行くということに対して、不安が支援を今必要とされている人たち、福祉サービスを利用されてる人たちですね、そういう人たちだけではなくて、やはり一般の避難所に一時的に避難することにおいて、やっぱり強い不安があると思うわけなんです。

例えば、車椅子用のトイレが幾つあるのかということとか、段ボールベッドが必要数準備されているのかとか、あるいはまたこだわりが強くて様々な変化が苦手な人などが、安心して過ごせる場所があるのかなどであります。また、もしその避難所で非常に体調を崩した場合、その避難所から安心して利用できる福祉避難所に希望者が全員スムーズに移行できるのかなど、本当に心配されている方がたくさんいらっしゃると思います。その上、今いつどこでどのような災害が起こるか分からないような状況下にあります。

私はやはりそういったことから、一人一人が避難場所それからあと避難所、そ

してそこにどのような設備が常備されているのか。そして福祉避難所へ希望者が全員行けるのか。これを一人一人がしっかりと把握して確認しておくことは絶対必要だと思うんです。だからこそ、宍粟市としてそのための情報をできる限り開示する必要があるのではないですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） その点につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりなんですが、まず体育館等の避難所につきましては、昨今の避難いただいたときにどういいますか、テントというような囲ったような形で、少し昔ですと段ボールで囲いをしたり、布で囲いをしたりして、それぞれの個別のスペースを確保させていただくような事態があったと思うんですが、現状におきましては簡易テントといえますか、すぐに組み立てられるような物がある程度の数を、それぞれの施設の大きさごとによって準備しております。おっしゃる段ボールベッド等につきましては少しかさも大きくなりますので、最初に逃げていただいた折に、そちらのほうの避難所の管理する者が、やはり必要数等を確認する中で、お届けするような形で対応しているような状況でございます。

一定福祉避難所のほうに移動していただく分につきましては、そちらのほうで状況を聞き取りする中でのことになってまいりますけれども、まず避難いただくためにどういいますか、お家の方で1人でやるからサポートする人がいるとか、そういったことのために、先ほど御質問いただいておりますような避難行動要支援者の個別避難計画ですね、こういったものを順次進めさせていただいておりますので、そういったものも踏まえながら、安全に避難いただくような形で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 同じことを言い続けることになりますので、次の質問に移らせていただきます。

宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例、これにあります避難行動要支援者を災害時地域住民により安全に避難や安否確認ができるように、事前に避難行動要支援者の個別支援計画や名簿といった、この個人情報を自主防災組織などの避難支援関係者へ提供し、避難行動の支援をしていくということになっておりますけれども、この体制がやはりなかなか進んでいない。令和5年3月議会での御回答によりますと、公的福祉サービスを利用されており、この作成が優先度が高いと思われる方が、市では1,130名の方を想定。現在ケアマネジャーを通じて福祉サービ

スを利用されている方121名が作成、この時点とされておりまして、3か月たった今日同じ質問いたしましたら、7名の方が新たにされて128名ということでした。そしてあと319名の方は作成しない、同意しないというようなことだったり、また本当に現状におきましても60%近い人が作成、またはその意思表示をされていないというような、ちょっと他の自治体よりも遅れている状況にあるのではないかなど考えているわけであります。

そこで、宍粟市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例についての令和5年3月議会での質問時に、先ほども言いました319名の方が宍粟市避難行動要支援者としての個人情報提供に同意しない、作成しないとの意向を示しておられましたが、どのようなお考えによるものかということ、気持ちなどを聞かれておるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） この個別避難計画書であります、それぞれ対象となられる方に、ケアマネジャー、相談支援専門員、市職員、また自治会と民生委員児童委員の皆様のお声がけをさせていただき、その避難計画書の作成について、その意志また必要性についてお問い合わせをし、その結果、作成に同意しますということで同意された方が先ほど答弁させていただいた128名の方です。令和5年3月の議会でありました319名の方が同意がないということで説明させていただいております。この方については、同意がないということは避難する手段がある、または避難する自力、力があるということで、それは必要がありませんということで同意がないということで進めております。

これにつきましては、宍粟市独自の考え方ではなくて、国による指針に基づきまして、同意なしというのは、そのような意思がないという方については、必要な作成がないということで現在進めております。引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 先ほどのお答えによりますと、その同意しない、作成しないという意思、意向を示しておられる方たちの状況等は、その国の指針によってお調べになられていないような御回答では。違いますか、違っていたらお願いします。

○議長（浅田雅昭君） もう一度お願いします。

橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） この方々につきましては、自力で避難する手段があ

ると意思表示をされた方について同意がないということで、理解をしていただきたいと説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） そういう理解をしておられるということでございますが、この宍粟市避難行動要支援者になられてる方たちは、本当に障害者手帳をお持ちの方で、そしてまた障がい等を非常に重い方であられるということで、やはりこの人たちに宍粟市避難行動要支援者の人たち全てに対して、宍粟市としては合理的配慮をしていかなければならないと私は思うんです。それがやっぱり宍粟市の義務なんです。そういったことに対してはどのようにお考えですか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） この避難行動個別避難計画につきましては、それぞれの基準でもって作成するか、また作成を不要とするかというのは、国で指針等を出されております。各地方自治体はその運用で県また市町は運用しておりますので、その旨報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それではまた同じような質問を繰り返してしまって、迷惑をかけることになりますので、次に進みます。

この減災と災害対策に取り組むための、この自助・共助・公助、この三つの力を結集するということが先ほども説明をいただきました。そこで、私はやはりその一人の人も取り残さないという市民の安心感を得るためには、この公助の力、これが今宍粟市においてどのぐらい発揮されているか。このことを伝えるということが市民の安心感につながっていくと考えておるわけであります。

それとまた令和5年3月議会で市長が御回答くださったわけでありますけれども、いつ起こるか分からない災害には責任を持って、市としても避難の呼びかけも含めて、あるいは避難の体制も含めてやらなくてはならないと、このように考えておりますとの御回答を得ております。どこまで進んでおるのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） まず平時のこの出水期等になりましたら、市長のほうからも毎月1日にメッセージを発信していただいております。そういった中でまず

は出水期になりました、また台風シーズンになりましたというようなこともコメントいただいたりする中でのお知らせ、あるいは先ほど言いましたように、しーたん放送等につきましては、台風等が迫ってくる折、出水については注意しましょうということで放送でありますとか、防災ネット、そういったSNS等市が持っている発信アイテムを使いながら、市民の方には投げかけをさせていただいておるところでございます。

昨年につきましては、ハザードマップを作成して地域に各戸配布させていただいておりますので、そういった物の活用をいただく。あるいは現在も続けておりますけれども、市内各自治体あるいは地域をまとめた中で、地域のハザードマップづくり、防災マップづくり、そういったものを行う中で地域の防災リーダーといえますか、そういった方にもその地域、地域での危険な箇所、あるいは出水における危険箇所、そういったものを理解いただく中で地域を守っていただく、これが共助にはつながると思うんですけれども、そういったところの取組をしておるところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 今説明くださいましたように、様々な方たちが非常に大変な中で努力をしてくださっているということは、もうよくよく承知の上で質問を行っております。そこで私のこの公助の役割というもの、これをどのように捉えておるかといいますと、やはり市民の命や財産、生活これを守ること、あるいは先ほども言われたような減災の仕組み、これをつくることであると思われまます。

それでこの支援を本当に適切な支援をできるようにするためには、この宍粟市の今の実情をつかむこと、これが大変必要であると思います。画一的な国からこうだからといったような施策の展開では、もう災害時に本当に一人の人も取り残さないというような施策は出来上がらないのではないかなと、私はそのように考えております。

この3年間のコロナ禍によって、地域におけます人と人との関係が変化してきたと私は考えております。御近所の人たちとの助け合いがしたくても、できにくくなったり、また福祉サービス、あるいは福祉サービスの施設などにおきましても、人と人との触れ合いが制限されたり、せざるを得ないような状況がありまして、そしてそこで生活しておられる人たちは孤独、また不安感を抱えておられます。またその反面、地域に生活をしている人々の多様性、様々な人が生活しておられるんだなといった多様性を認める状況、これも生まれてきたと思うんですね。やはり、こう

いったこともチャンスの一つとして、あるいはその現実に今のプラスの面ですが、孤独不安感を抱えておられる方たちがおられるというような、この状況が非常に変わってきたわけでございます。

ですから、私はこれまでの画一的な施策ではなくて、その宍粟市の実情を正確につかんで、それでこの宮城モデルとかいって一人の人も亡くさない、一人の人も取り残さない施策を考えておられるようなところもあります。だから宍粟市としても、宍粟市独自の地域の実情、これをしっかりと把握して、新たに今までの画一的な施策ではなくて、福祉の視点を見ながら、なぜかというとなんかやっぱり高齢が進んでいるというようなことがあるからでございます。そして不安な方もいらっしゃるし、障がいのある方たちもなかなか避難のための計画がつかれなくて、本当に悩んでおられる方が多いので、再度その避難体制の再構築を市長公室危機管理課が中心となって行っていく必要があるのではないかと、今それが必要ではないかと、私は考えておるわけでありましたが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 防災・減災含めて、市民の命を守り財産、生命を含めてそれは当然行政の役割だと基本的な部分だと思ってます。ただ決して私はこれまでも画一的に国がどうのということではないと、それぞれの地域の特色とか、あるいは歴史やあるいは人間性やつながりや、そういったものをしながら、何とか減災あるいは防災という観点を進めてきたところであります。

前回も申し上げたんですが、今年の防災訓練の中でも、城下地域でも新たな取組をしていただきました。福祉の避難も含めて、民生委員さんや協力員さんや、いろんな方々がそれぞれ分担して新たな取組も展開していただきました。なお、実際にその日に防災訓練終わった後、その日にそれぞれが反省をしながら、また日常にどう取り戻していくか。あるいは次回の訓練にはこういったことを生かしていきたいと、こういったこともなされております。私は決して画一的なところはなかったと思ってます。

したがって、今日はまさにどこで何が起こるか分からない、こんなところにやっぱり常々対応をどうしていくかということが課題だと思ってますし、市民一人一人の皆さんによっても、自分の命は自分で守るというまず観点が私は大事だと。こういうことも啓発をしながら、当然地域の自主防災組織と、あるいは消防団、関係機関と一体となって今後防災・減災を進めていきたいと、このことが私は今日的な大きな課題とこのように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 先ほど市長がおっしゃったこともよく分かります。決して画一的であったというわけではなかったとおっしゃられた。それも私は理解しております。その上で、今日の質問を申し上げますのは、この3月の議会からこの災害時一人の人も取り残さない避難体制の整備をとということで、当局のほうに質問を投げかけておりますところ、やはり災害時、非常に大変になってくる障がいを持っておられる方や女性、あるいは災害時要支援者に対する施策がはっきりと見えてこないのですね。地域の方たちは本当に頑張っておられます。防災訓練もしっかりとしておられます。コロナ禍で大変な中、またお仕事で大変な中、それでも頑張っておられます。そんな中で私が質問させていただいたら、市当局のほうの施策がはっきり見えなかった。そういうところからの質問をさせてもらっておるわけでありまして。

ですから、これまでの画一的な施策ではというところは取り消しますが、やはり市長公室危機管理課が中心となって、これからの避難体制の整備再構築、これを考えていっていただきたい。そうすればやはり今頑張っておられます市民の方々、本当いろんな方々が、社会福祉協議会の方々、民生委員の方々、ケアマネジャーの方々、福祉に携わるの方々、そして市職員で福祉関係の方々、頑張っておられる人たちも一緒になって頑張っていけると思うわけでありまして。そのことを市長にお願いしておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 後段おっしゃったことは私も同感であります。その方向を向いて今日的な課題、まさに災害はいつ起きても不思議のない状況の中で、対応できるように総力を挙げて取り組んでいきたいと、このように思います。

一方でおっしゃったように多様性という、あるいは福祉いろんなことを総合力としてやっていかななくてはならないと思いますので、特にこのことは基本的な部分だと思っておりますので、その方向でこの災害対応、あるいは減災対応をしていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） これで2番、山下由美議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで11時45分まで休憩をいたします。

午前11時34分休憩

午前11時45分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて前田佳重議員の一般質問を行います。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 3番、前田佳重です。それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

大きく2点について。

まず1点目、宍粟市雇用創生協議会不正受給の未返還問題について。当協議会は令和2年4月13日、厚生労働省の実践型地域雇用創造事業の不正等に関して、約3,553万円の返還命令を受け、3年経過したいまだに完納されていません。令和2年4月に返還命令額の一部約1,200万円を返納し、約2,353万円の返還残となっています。しかし、不正受給等によるペナルティ一年間10%の加算金と延滞金が日々加算され、本年6月1日現在で、加算金と延滞金合わせて935万円まで膨れ上がり、合わせて合計で3,288万円の未返還金額となっています。

弁護士などの専門家による第三者委員会検証委員会は、責任の所在として市には当事業の理解不足、本協議会設立に当たっての調査検証不足、責任感の不足、チェック体制の不足など、その結果、今回の事案が発生したことは否定できませんと。市長については、市長というトップとしての責任があることは当然ですが、本協議会の会長として本協議会を総理することができ、また適切に運営することができた点を踏まえると、それとは別に本協議会の会長として、相応の責任もあるとしています。

兵庫労働局の本省、厚生労働省が示している事業責任については、事業終了後に協議会が解散する場合は、会計法上必要な書類等を市で保管する。同様に事業終了後に何らかの問題が生じた場合は、責任及び補償は市に帰属するものとされています。そこで、以下の点について伺います。

（1）市の責任として、これ以上加算金、延滞金が膨れ上がらないように対処すべきであるが、解決に向けて何をしているのか伺う。また、不正受給等によるペナルティ一年10%の加算金と延滞金が膨れ上がった責任はどうなるのか伺います。

2番目、事業終了後に協議会が解散する場合は、会計法上必要な書類等を市で保管するとなっていますが、書類はどこで保管されていますか。市で保管されているのであれば、解散とみなされるのではないのでしょうか。

3番、事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市に帰属するとなっています。これは厚生労働省が示している事業責任ですね。事業は終了し、協

議会も解散に等しい、責任及び補償は実質的に市に帰属されているのではないでしようか。

4番目、委託金不正受給を3年間も放置している自治体など考えられません。返還への方向性と市の信用失望、失墜の責任をどう果たすのか伺います。

次に、大きく2番目といたしまして、三世代同居、近居の推進について。

令和5年3月議会で、三世代同居、近居の環境の整備をテーマに一般質問をしました。市長は親元に近い場所で住宅を建築されるなど、世代間で助け合いながら、子育てや介護をし、住み慣れた場所で安心して暮らしていただけるよう、引き続き定住を支援していきたいと答弁していただきました。しかし、現状を見ると市外から子どもたち家族がふるさとに帰り、同居、近居などを市が強く推進しているとは見えません。少子高齢化対策でもあり、他の自治体もいろいろと工夫されておりますが、事業として目標を立て市として推進できないのでしょうか。見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 前田佳重議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、前田議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の関係につきましては、私のほうから御答弁申し上げ、三世代同居については副市長のほうから答弁させたいと思います。

まず4点御質問がありました。

1点目ではありますが、これまでも御報告申し上げたとおり、兵庫労働局と協議において、加算金、延滞金の増加を防ぐ相談などを行ったところでもあります。また、返還や解決につながるよう訴訟も行ったところではありますが、解決につながる結果とならず、現状において次に打つ手が見当たらず、解決策も見当たらない状況であります。

2点目ではありますが、関係書類の保管については市役所で預かっているところがあります。おっしゃるとおり、国庫金の事業でありまして、会計法上においても重要な書類であります。協議会事務所であった旧下三方幼稚園に置いておくことは適切でないため、庁舎内で保管をしております。協議会が解散とみなす点については、解散してないことはこれまでも説明をしてきたとおりであります。

3点目についてではありますが、先ほど申し上げましたとおり、協議会は解散をしておらず、責任等は市に帰属されたものではありません。ただ、協議会は事業が停止し、事務員は不在となっていることから、事業停止後の事務処理等は兵庫労働局

主導のもと、市において事後の事務処理を行ってきたものであります。

4点目についてであります。返還につきましては、これまでも御説明してきましたとおり、市の財源をもって返還を行うことはしないと、このように考えております。また、市の信用失墜の責任については、検証委員会での指摘も踏まえながら再発防止策を策定し、二度と同様の事案が発生しないよう取組を進めておるところであります。

次の質問については副市長のほうから答弁させます。

○議長（浅田雅昭君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 私からは、三世代同居、近居の推進についての御質問にお答えします。

多世代同居や近居につきましては、子育て世代の孤立感や負担感を軽減するだけでなく、育児や家事など、世代間での助け合いが可能となり、安心して暮らしていける環境につながると思っております。しかし一方、2020年3月に内閣府が公表いたしました統計資料、結婚と家族をめぐる基礎データのうち、世帯の状況の割合を見てみますと、三世代同居世帯は1980年には19.9%であったものが、2020年には7.7%と12.2%低下しております。また、夫婦と子ども世帯も42.1%から25%と17.1%低下している一方、単独世帯は19.8%から38%へ増加し、その割合が1位ということになっております。

これらのことから鑑みますと、様々な理由により結婚されない、あるいは結婚に踏み切れないという方が増えていることが想像、想定されます。このような状況も踏まえまして、宍粟市といたしまして、経済的理由により、結婚に踏み切れない若者への支援といたしまして、新婚夫婦が新居を取得したり、リフォームするための費用やアパートの家賃など、賃貸に要する費用の一部を助成する、結婚新生活支援事業を実施しておりまして、今年度からは、所得要件の緩和や補助金上限額を国の制度改正に倣い拡充をいたしておるところでございます。

また、住宅取得支援政策といたしまして、市独自で補助制度を設け、子育て世代等の住宅取得に最大140万円の支援を行い、移住定住を推進しておるところでございます。

平成29年度に制度を創設して以来、市内への転入として76世帯、市内からの転居では343世帯、合わせて419世帯の方がこの制度を利用され、市内への移住または定住をされておるところでございます。この制度を活用され、二世帯住宅や親元近くでの住宅取得により、多くの方が市内に定住されていることから、住宅取得支援

の取組の成果が表れていると考えております。

御質問ございました目標につきましては、人口減少への対策は重点的かつ戦略的に取り組む課題でございます。定住促進重点戦略の数値目標を指標として、今後とも取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） まず最初に、宍粟市雇用創生協議会不正受給の未返還問題について、再質問を行います。

先日、今日も来られてますけども、5月2日に新聞報道が神戸新聞でも、この不正受給問題が掲載されました。同時にWebもインターネットも掲載されています。以前不正行為が発覚した、委託解除になりました令和元年の11月、このときにすごく報道されました。新聞報道、まだインターネットも残ってます。私たち市民は、その当時私は市民です、一市民です。

本当に落胆して、市外からも私の友人から宍粟市はどうなっとんや。何の問題が起きたんという、こういう大きな本当に失望、失墜。先ほどありましたけども、残念で仕方ないことを経験しました。それを神戸新聞がこの3年後いまだに未返還ということで掲載していただき、私たち会派で、私含めて同僚議員だけがこの議会での不正受給問題について、一般質問または代表質問を行っております。議会としても、本来は本当に大切な重要な市民のために、何とか解決しなければならない問題です。

5月2日の新聞には、「雇用創生協不正受給、返還期限を過ぎ延滞金膨らみ3,200万円を超える。市長解決策見当たらず手詰まり。兵庫宍粟」とWebのインターネットに載ってました。そもそも令和2年4月13日付で、この委託金の返還命令が下されたわけなんです。発覚したのは1年前の不正受給、令和元年の8月に不正受給行為を告発されました。その後、委託解除は令和元年の11月20日です。そもそもですよ。令和2年の4月13日付で、委託費の返還命令が下されて、その間約半月以上ありますけども、返還期限令和2年5月1日までに、なぜ返還できなかったのか。これを伺います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 5月2日の神戸新聞については、私自身が直接取材を受けて、ありのままを御報告申し上げて、ありのままを載せていただいた。正直にうそも隠しありません。あのおりでありますし、これまでの議会で御答弁申し上げてき

たとおりであります。したがいまして、打つ手がないということも事実であります。これまでも何もしてないんじゃないかということではありますが、労働局もわずか3回であります、いろいろ毎年お話も聞いております。そういうことでもあります。

ただ今、最後で御質問があったことについては、あのときもいろいろ協議する中で、その段階までには支払いができなかったということでもあります。

○議長（浅田雅昭君） 12時となりましたが、このまま会議を続けます。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 答弁していただけなかったのも、繰り返しになりますが、この5月1日までになぜ返還できなかった。自治体として責任があるはず。この委託金は2億円前後の委託金が出ます。自治体や県のこれ参画なくしてはできない事業なんです。当然この厚生労働省も示してる責任も、市に帰属するということが明記されてます。

もう一度伺いますがお答えください。5月1日までになぜ返還できなかったんですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 新聞でもありましたとおり、繰り返しになりますが、なかなか解決策が見当たらなかったと、こういうことでもあります。市にでなしに、協議会に返還が来ておるとこういうことで、これまでも御説明申し上げたとおり、その責任たるや会長の私であります。したがいまして、いろいろ解決策はなかなか見当たらない。繰り返しになりますが、その後も不適切な支出と、こういうことでありまして、いろいろ法的な措置も講じましたが、なかなかそれも至らなかったということでもあります。結果的に5月1日にも解決策が見当たらない現状だと、こういうことでもあります。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） なぜ5月1日に返還できなかったのかということをお聞きしてるんですね。市長がおっしゃってるのは、5月1日以降の問題、検証委員会が令和2年の10月21日に検証委員会の答申がございました。そして、令和3年3月30日に元村岡事務局長が不起訴、業務上横領で不起訴となります。なりましたね。そういった理由を今まで5月1日以降は述べられたわけなんです。そしてまたコロナ、令和2年の2月以降はコロナですね。コロナを理由に話ができないと。私は5月以降のことを聞いてるんじゃないんです。この発覚して、委託契約解除から返還まで、5月1日まで約半年以上あるわけなんですわ。なぜ市としてたくさんの行政の方が

関わっておられるのに、それを解決できない。5月1日までになぜ返還できない。これをお聞きしてるんです。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 事務的なところもございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず10月に事業停止されましたが、その後におきましては、事業費の確定という作業を行ってございます。これにつきまして年明けまでかかりまして、最終的に確定した上で4月13日に返還命令が届いたということでございます。ただ、この時点から2週間以内ということで、その2年の5月1日が納付期限ということでございましたが、当然協議会のほうに返還する原資、もともと資産等がございませんでしたので、これについては返還することができなかったということで、これまで説明させていただいたとおりでございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 返還する原資がないんですとおっしゃってましたけど、そのために自治体が参画してるんですよ。それを原資がない、そして不適切なものを洗い出した。そういった理由で、この2週間ちょっとの間に不適切が決まりました。そして労働局に報告しました。なぜ建て替えてでも、まずは延滞金、加算金、不正受給のペナルティーによる10%の加算金、そういったものが発生しないようにしなかったのかをお聞きしてるんです。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） おっしゃるところで市が入っているのは、そういった場合の返還するためだけではございません。いろんな意味合いの指導等もございましたが、今回の分につきましては、協議会の事務局における不適切な支出等がございましたので、そういった指摘を受けて返還を受けたものでございます。したがって協議会で返還するという前提がございましたので、市が建て替えをするというところには至っておりません。

当然市が負担をその時点でできるものでもございませんので、結果として持ち合わせておった委託金の残り、そういったものを合わせて全額を返還したという事実でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） ちょっと私の質問に対してお答えになってないんですよ。な

ぜ返還しないのか。これ人ごとですね、話聞いてたら。市長公室長さんですか、人ごとですよ。これ計画出したときに元村岡事務局長が、慌てて市が了承して、ほんの数日でこれを計画出されて認可されたと思うんですね。それが、そのときに市が参画しますと、市長の印鑑また雇用創生協議会の会長の印鑑を押して、計画を出しました。そうじゃないんですか。人ごとなんですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） その点につきましては、地域創生雇用法、法律名が少し違ってるかもしれませんが、手元にございませんで、その法律に基づいて宍粟市が申請ができる地域、要は募集人員、失業率とかそういった求人のところを充足できるかと、そういったところの同意書につきましては、市として提案させていただいて、その地域であるがために、こういった取組の事業をさせてほしいというところがございます。

したがいまして、おっしゃるように指摘を受けた近々に短い期間での判断というのは、検証委員会で指摘を受けたとおり不十分な点があったと思いますけれども、市が目的とした地域の活性化、山の荒廃の防止、産地・農地を守る、そういった取組と提案いただいた内容が合致しておりましたので、これは国費をいただいて事業ができるという展開であるならば、取り組むべきじゃないかという判断をさせていただいて、市としてもしっかりとサポートをしていくという形になったものでございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 印鑑とか押されてないんですか。市役所の市長の代表印、また会長印を押されてると思うんですけどね。さあ計画を出しましょう、それが厚生労働省兵庫労働局に受理されたと思うんですよ。その兵庫労働局の本省、厚生労働省が示している事業責任で、事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市に帰属されているということがうたわれてるんですけど、これはこの事業が終了してもインターネットには残っています。これはどういうことなんでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） すみません。ネットに残ってるのはどの部分のところが少し教えていただいてもよろしいか。何が残ってるとおっしゃったんでしょうか。すみません。

○議長（浅田雅昭君） 反問ということで、反問を許可します。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） すみません。少し御質問の内容が分かりませんでしたので確認をお願いします。インターネットに残っておるとおっしゃったのが、その計画なのか、どういったものが残っておるといふ御質問だったのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 反問についてお答えください。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 反問についてお答えします。検索していただいても分かると思うんですけども、厚生労働省のページでこの事業のQ & Aがございます。

○議長（浅田雅昭君） いいですか、それでよろしいか。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） ありがとうございます。Q & Aにつきましては、その当時の事業でこの事業に関するいろんな取組の問題点、事業の指導ということで出ております。確かにおっしゃるとおりQ & Aの12番でございます。この事業終了後の協議会が解散した場合のことはどうですかというところで、その分が残っております。ただ、この場合につきましては、当然解散した後ということになってございますので、現状協議会のほうは解散に至っておりません。したがって、協議会として何とか対応ということを調整しておる、対応しておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 解散した後と書いてますか。解散などとかという形で書いてませんか。事業を終了してないんですか。税務申告されていますか。これからまた再度この事業をやられるんですか。再構築されるんですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 事業の申告につきましては、開始から1年がたっておりませんでしたので、申告はしておりません。また消費税等につきましても、特例がございますので3年以内につきましては、免除ということになっておりましたので、申告はしておりません。現状としましてお聞きのQ & Aにつきましては、事業終了後に協議会が解散する場合はという書きぶりのことになっております。これに加えて、事業終了後に問題があった場合は、おっしゃっていただいたようなことが書いてあるものでございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） その中で一つ回答が漏れてたんですけども、事業はまたされ

るんですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） この事業につきましては、国からの委託事業ということで大変大きな額を委託として受け取って取り組んだものでございます。その委託事業が打ち切られるという事態になりましたので、今後におきましても、その事業を再開することは難しいのかなど。また、事業を解除された時点で勤めていただいていた従業員の皆さんには申し訳なかったんですが、解雇という形で対応していただいたという事実でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 事業ももうやりません。従業員も解雇した。これは何で事業してると、また解散に等しくないんですか。解散に等しいんじゃないんですか。その解散とかの言葉に影響されるようなことでは困るんです。地方自治体ですね、本当に私らの市民の生活を支援していただけてます。そういったところが、こういうことでは困ります。5月1日以降、延滞金、加算金が発生するようなことでは。もし私たち民間が、私は今議員をさせていただけてますけど、民間の方がこういった法人税や消費税、また市民の税金関係を、こんなものできないでしょう。

ましてや、こんな不正なことが起こったら、その事業所は潰れてしまいます。小さなところやったら。分割をどうするんですか。そして差押えまで。挙げ句の果ては、法的な手段とされて、そんなことはあり得ないわけですね。それが5月1日以降も、地方公共団体、私たち市民の生活を支援する立場の方がこう言って、いや解散でもない、事業はつけません、解散してません、だから払いません。これ通用するんですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 協議会につきましては、この返還金問題が労働局のほうからずっと催促といたしますか、そういったものも来ております。そういった中で、協議会として解決すべき内容がございますので、当然協議会としての対応が必要だと考えております。また、協議会につきましても、解散の手續を踏んでいないという現状がございますので、この解決の問題を整理するまでは解散できないなということと考えております。

また協議会につきましては、市のというようなことをおっしゃるんですけども、協議会は協議会として一つの任意の団体でございますので、そこは御理解いただけたらと思います。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 協議会ね、今もう総会を以前やられまして、会長である市長に一任されるのではないんですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 一任されるというのは、前回の総会でいろいろ解決策に向け、いろんな取組をするということで、会長として一任されるということでございましたが、解散につきまして一任されるという議決といたしますか、確認を取ったものではございません。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） これ以上お話ししても、質問してもしょうがないので、令和2年5月1日返還期限ですね。この後私らは令和3年の6月から議員にやらせていただきました。それ以降市民の声を聞いて、こんなことを放っておくなよということで、お手紙なんかを見て、その年の9月に一般質問を初めてさせていただきました。そして、兵庫労働局にも足を運びました。もうそれ以降この本会議があるたびに、電話して確認します。どうですか、動きがありません。払っていただきたいんですけども、自治体、地方公共団体にそんな裁判沙汰はできないと思いますよ。

5月1日以降のお話をしますと、返還期限ですね。その終わった後、私が一般質問から耳にしてるのは、検証委員会を今やっていますので、それが終わらないと何とも言えない。また、前事務局長が訴えていると、これ横領じゃないかと、業務上横領じゃないかというようなことで、不起訴までそれをしてるんだから、今は何とも言えませんというような答弁を私聞いてるんですよ。

そして、コロナ禍になれば、今コロナの、コロナが実際に起こったのは令和2月ぐらいですわ。この影響が出てきたのはね。コロナの影響でお話できませんという市長の答弁で、ずっと先延ばしされてる。その挙げ句の果ては最近どうなんですか。村岡氏と話できません。そして、このコロナが5月何日ですか、初旬に5類になりましたよね。それでも5月末に兵庫労働局に電話してお聞きしても、何も動きがありません。どういうことなんですか。市長。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、先般の神戸新聞で取材を受けて回答したとおりであります。これまでもそのとおりでありますので、その動きがないと、次に打つ手が見当たらず、解決策も見当たらない。協議会として、そういう状況でありますので、それしか報告はありません。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） まだ私が議員になって間がないので、一市民としたらもうとんでもない話なんです。答弁なんです。全く他人ごとなんです。市長であり、首長あり、また協議会の会長。さあやろうで、宍粟市の雇用を確保しようで、将来を見据えていろんな産業を発展させようというところで、始まりじゃないんですか。それが今みたいな答弁、時系列に私が説明させていただいたら、そういう答弁なんです。無責任な。誠意ある答弁をお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 強くおっしゃいますが、これまで時系列にも申し上げてきました。何回も同じことを申し上げてきたとおりであります。目的は崇高な目的で、地域の皆さん、特に数名の方が中心になってやろうと、最終的に16名から18名の方がそれぞれ協議会に加わっていただいてやろうと、この目的は何ら私は異議を申すものでもありません。

ただ、いろいろな事務事業の執行上、不適切な支出があったということ、これは事実であります。その事実に基づいて、これまでも申し上げたとおり、兵庫労働局の指導を仰ぎ、場合によって兵庫労働局もお願いし、繰り返しいろいろな電話も含めてですが、申し上げてきたとおりであります。現実としてなかなか打つ手が無いのが現実であります。

そういう中で、決して無責任に何も放ったらかしにしているわけではありません。何とかこの問題は解決していきたいと、市の税金を使うわけにはいかないと、これは当然そのことであります。したがって協議会として、その協議会としての会長として、この責任ある解決策を何とか見いだしていきたいと考えております。

しかし、現状ではなかなか打つ手が無いと、こういう状況でありますので、それ以外のことがなかなか言えない状況だと、このように思っていますので、大変十分な答えにはなりません。御理解いただきたいと、現段階では御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 同じようなお答えで、でもそれではちょっとつじつまが合わないやろうみたいな話なんです。八方塞がりになって、残された解決策って何なんです。

（「反問」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 反問を許可します。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 反問権というより、私も何かいい解決策があったら、もし前田議員なりのお考えがあったら教えていただいたら。なければならないで結構です。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） もう市長、また市ですね。私とは関係ない、払えない。そういう態度を取られてるんだったら。

○議長（浅田雅昭君） 前田議員、反問に対しての。

○3番（前田佳重君） 今から答えます。解決策ですね。私は、これしかないんじゃないですか。会長であり市長である市長が、一日も早く返還することではないでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは前田議員は、市長は別にして、協議会の会長が個人で払えと、こういうことで理解しました。したがって、私はこれまでも何回か、ひょっとして申し上げたかも知れませんが、協議会のメンバーの皆さんにも個々ではありますが、この問題について議論しております。一度協議会の皆さんに、前田議員がそのようにおっしゃったことも伝えて、何とか解決策を見いだせるように努力していきたいと、このように思っています。これは答えであります。

続いて反問。

○議長（浅田雅昭君） 続いて反問を許可します。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それからもう一つ教えてください。なぜ私が全額を払わなければならないのか。もし前田議員のお考えがあったら教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 私はこんな状態で、本当市民にも宍粟市として、市民全部が宍粟市に住んでるんですから、すごく迷惑かけてると思います。ちょっと端的に言いますね。ちょっと待ってくださいね。

市長ですよ。今先ほど市としての責任、市長としての責任、また雇用創生協議会としての会長としての責任、これが八方塞がりです。どうしようもない。どうしようもない事態に追い込まれてるんです。ただし、労働局も早く返してほしい。私たち市民も早く解決してほしい。返還問題を解決してほしいということから、建て替えてくださいということ、それしかないんじゃないですかということ、私は申し上げておるんです。

(「続いて反問」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 続いて反問を許可します。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は前田議員の御質問に前にもお答えしたんですが、市長としての責任は、前任期の残任期間に議会にも同意をいただいて、一定の期間、給料を削減するというので、それで市長としての責任が一つということでありました。もう一つは、やっぱり再発防止策をしっかりとすることによって、二度とこのようなことがないということで再発防止策をしました。それが二つ目。もう一つは、やっぱり雇用の確保、地域の活力、こういったことをしっかりとしなさいという第三者委員会の提言をもって、可能な限りその方向について政策を展開してきたということでもあります。

したがって、そういうことも踏まえて、私はやってきたつもりではありますが、市長としての責任はやってきました。ただ、再度ではありますが、協議会の会長として全責任がおまえにあるのだから、おまえがお金を払って、その始末をしなさいということによろしいんでしょうか。再度教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 返還問題をどうするんですか、先延ばしして。そうおっしゃるんだったら、市長はそういう方向性で考えておられるんだったら、それしかないですよということを私は言ってるんです。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。では、続けて質問をしてください。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 分かりました。この問題はもう3年以上もやってるので、私みたいな若輩が何とか解決したいと思って、一生懸命言ってるんですけども、なかなか聞いていただけない。最後に再発防止策を徹底し、また信頼回復に向けた取組を進めていくことで、市民の不安を払拭するとともに、不正行為を発生させない仕組みをしっかりと整備した上で、ミツマタ事業に限らず、好循環が期待できる事業を構想し、本市の課題解決、すなわち雇用の増大並びに地域産業及び経済活性化に努められたいという検証委員会のお話があります。答申がございます。

私も実際見てきて、一般事業所の人材育成だとか、またいろんな待遇改善、そういったものも全て、厚生労働省兵庫労働局の助成金その傘下です。そういったものが今この3年間本当に、令和元年の11月20日から大きく報道に問いただされたときから、皆さんちゅうちょされてる方が多いと思います。私自身も感じていますので、

この辺ですね。私が最後に申しましたことについて、最後に市長の答弁をお願いします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 検証委員会から大きく3点あったことにつきましては、その後努力をしなくてはならないと、このように認識しておりまして、特に市民の皆さんの不安やあるいはそういったことについては、最大限通常の業務も含めてであります。市の各種業務、将来への展望を含めて、今後も努力していく必要があるだろうと、このように考えておりまして、そのように今後も邁進していきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 次に三世代同居、前回3月議会でなかなか私の意図するところが伝えられなかったという点で、兵庫県だとか、兵庫県も実際その推進事業をやられています。事業がどうのこうのじゃなしに、やはりこの三世代、息子たちの世代が同居するということは、本当に市長も答弁してくださったように、本当によいことだ。例えば地域の財産、田んぼ、山、そして商売されてる方はお店、また家ですね。担い手やとか継承、こういったものに本当に大事なものだと思います。

この地域内で、宍粟市内の別の地域から帰ってくるだとか、一緒に住むだとか、また市外から、こういったことは本当に大事だと思うんです。だから、お金がどうのこうのという問題やなしに、それは本当やったら少しでも県や国、県でも、たつの市、神河町、多可町、その自治体とスペースの三世代と引いてもうたら、インターネットを引いてもうても出てきます。本当に多可町なんかも熱心にやられています。そういったものを事業というか、本当に三世代推進してるんですよ。みんな、宍粟市は本当にそういうまちなんですというようなことが、見えないんですよ。

そして、よかったら兵庫県もこれだけされてるんやから、まだほかの県外の自治体だって独自の支援策たくさんやられています。そういったもので、本当にやってほしいんです。

私が今年の予算委員会で、副読本が電子化されるということで、私お話しさせてもらったんですけどね。ちょうど2年前の6月、私が一般質問を初めてしたときに副読本の話をしたんです。自慢のふるさとと言える宍粟市というようなことを、思ってもらえるような副読本にしてもらったり、教育してもらったりしてもらえませんかということを、今年の3月の予算委員会でもお話ししています。

そういったことは、なぜこういう話を私がしたかといいますと、昨年末亡くなら

れた方が、その方とのやり取りで、宍粟市っていいふるさとだ。自慢のふるさとだと思える宍粟市へ。そのメッセージを教えてもらったことは、学校で授業に宍粟市の副読本がありますが、昔一宮で山津波があったとか、昔林業はどうか学ぶようですが、本来なら宍粟市っていいふるさとだ、自慢のふるさとだと思えるように、一時期学業で外に出ても、自分は宍粟市で骨を埋めるというぐらいの気持ちを持つ教育でないと、意味がないと僕は思っていますと。それこそ、自分のふるさとはこんながいいのだよと、人に自信を持って言える人づくりでないと、駄目だと思いますということを、お手紙いただいて私は一般質問をしたんです。初めて右も左も分からない新人議員が一般質問でこのことを言いました。

副読本が今年電子化されるということで、電子化される時はこれお願いしますよということで、後を継ぐ。また帰ってきて後を継ぐ。これ今、三世代のことも共通すると思うんです。私らが小さい間、同居するのは嫌だった。しかし現在では、少しでも広くして同居したり、また近くに住んだり、そういったことを推進して、数は少ないかも分かりません。しかし本当に宍粟市にとって大事なことだと思いますので、このことについて何か見解を。答弁をお願いします。市長。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ふるさとを誇りに思う、あるいはふるさとへの愛着を思う。こういったことは先ほど副読本もそうでありますが、いろんな意味でそう思っていることは大事なことだと、このように思っています。

そういった観点で、本年から本格的に日本一の風景街道をつくっていこうと。市民の皆さんと同じ目標を持って、人の営みや歴史や文化や、あるいは自然やそういったものを風景と捉えたときに、子どもからあるいは大人、あるいは高齢者に至るまでが、それぞれの風景を描くことによって、ましてや子どもが育っていったときに、いろいろつまずいたときに、宍粟の風景やいろんなことを思い出して、それによってふるさとを思う、これは私は非常に大事なことだと、このように思っています。

同時に、ある方もおっしゃってましたが、ふるさとというのは今住んでる、生まれ育ったところもふるさとであります。そこへ住んで住みに来られた方も、そこはふるさとだ。こういう思いを大事にせないかと、当然のことです。そういう観点も踏まえながら、三世代で同居というのは非常に重要なことですし、継承という意味においても、非常に重要なことだと思っています。ただそれをどんどん推奨するかというと、なかなか厳しい状況もありますが、ただ三世代同居が望まし

いということはもう誰が考えても、私は当然至極のことだと思っておりますので、そういうことも踏まえながら、市民の皆さんやあるいは市内外に啓発することが大事だと思っております。

そういう観点で、じゃあお金の問題がどうのこうのではなしに、こういった制度もありますよ、あるいはこういうことも皆さんと考えましょうということも含めて、今後啓発をする中で三世代同居が広まれば、いろんな意味で僕は効果があると思いますので、そういう観点で臨んでいきたいと、このように思っております。

○議長（浅田雅昭君） これで3番、前田佳重議員の一般質問を終わります。

午後1時40分まで休憩します。

午後 0時37分休憩

午後 1時40分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて神吉正男議員の一般質問を行います。

9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 9番、神吉正男です。一般質問をさせていただきます。本日終了までどうぞよろしく願いいたします。

まず、引原ダムの緊急放流についてです。

音水湖は揖保川、引原川の上流にあり、その安定した湖面は、西日本一のダムでありカヌー競技場として、宍粟の知名度の向上とにぎわいを与えています。同時に、治水ダム、利水ダムを合わせた多目的ダムとして、引原ダムは私たちの暮らしを守る大きな役割のあるダムです。雨雲が数時間にわたり、ほぼ同じ場所を通過・停滞することを線状降水帯といいます。近年、これにより大雨が続き、水害や土砂災害に見舞われる事例が日本各地で起こっています。

今年もいよいよ本格的な梅雨を迎え、先月末からの台風2号と梅雨前線の影響により、記録的大雨に見舞われる地域がありました。水害や土砂災害の起こる危険性は宍粟市においても例外ではありません。過去には引原川と揖保川において浸水被害などが発生しておりましたので、そのこともあり、平成23年の台風12号に続き、平成30年7月には2回目の正式名称、異常洪水時防災操作が実施されました。このような状況から、宍粟市を含む流域の自治体から引原川と揖保川の洪水被害の軽減のために、引原ダム再生事業の早期事業化の要望が出されていたことと理解しています。

洪水調整機能を改善することを目的に、経済的かつ効率的なダムの容量拡大が検討され、2メートルのかさ上げが行われることになっているようです。そして、この事業の大きな効果が、揖保川流域全体の安心安全につながることで大きく期待しております。

本日の一般質問において、異常洪水時防災操作の代わりに、緊急放流という言葉を使います。緊急放流とは、ダムに水がたまり過ぎて決壊するおそれがあるから、ダムの水を放流するというのではなく、正しくは、ダムに流れ込む水の量をためることができなくなるほど雨が降るので、ダムの上流の水をそのままダムの下流に流すという言葉です。下流域が洪水になっているのに、ダムの水を放流するというのではないことを承知した上で使用してまいりますので、よろしく申し上げます。今日は平時の放流ではなく、緊急放流と事前放流について伺います。

一つ目は、引原ダムの緊急放流に関する危険性や安全性をどのように認識しておられるのでしょうか。

二つ目は、事前放流や緊急放流の実施に関する手順や判断、手続はどのようになっているのでしょうか。

三つ目は、事前放流や緊急放流の実施に関する住民への周知方法はどのようになっているのでしょうか。

今年のゴールデンウィーク最後の日曜日、5月7日には宍粟市にも大雨が降りました。その影響で揖保川の水位も上昇していたと思います。不用意に河川に近づき、水量を確認することは非常に危険ですので、私自身は実際の状況を確認しておりませんが、災害の発表などがなかったことから、大きな被害はなかったものと推測しております。しかしその日、5月7日の夕方には10分ほど鳴り続けるサイレン音が聞こえていました。10分間とは申しましても、実際にはもっともっと長時間に感じるのですが、そのサイレンの聞こえるその地域に長く住んでおられる住民の中には、このサイレン音は、引原ダムの放流が始まった警鐘であると判断しておられる方がおられます。

そこで降雨時に、山崎地域で鳴らされるこのサイレンについて伺います。このサイレンが鳴れば、住民は状況をどのように理解し、行動すればよいのでしょうか。単に川には近寄らないで、なのか。水が堤防を越えるおそれがあるほど危険な状態だ、なのか。どのくらい危険であるのか分からないということです。このことに関する情報の発信や、地域住民への周知はどのように行われているのでしょうか。

次は、山崎地区商店街の石畳道路の整備についてです。

山崎地区商店街の石畳道路に関しては、完成から20年以上がたっており、何年も前より通行に支障がある路面状態でありました。歩行者が石畳につまずき転倒し、顔面をけがされる事故もありました。自動車の交通量が多いため、特に傷みが激しかった本町通り商店街の石畳改修については、平成30年の説明会において、地元商店街、自治会と山崎中心市街地活性化委員会の皆様から、いろいろな御意見と御提案をいただきました。

その後どのような道であるべきかを、宍粟市の建設部の皆様と協議・研究をされ、それらを経て、令和2年に趣のある石畳風の道路に改修されました。このように、本町通り商店街の石畳を先行して改修されましたが、ほかの通りについては、その説明会や協議・研究の際に商店街ごとに風合いが違っても構わないので、何年か先に改めて協議を行ってはどうかということになっております。

未改修である中央通り商店街から、五番街の石畳については、これまで定期的に点検していただいていることと思います。また、がたがたと動き始めたり、割れてしまった石畳は、以前は新しい石をもう一度敷き直していただいておりますが、耐久性が低くすぐに壊れてしまうため、今はアスファルトで応急的な補修をしていただいております。この応急処置に関しましては、依頼をすればすぐに対応していただいていることを認識しております。しかし、その補修箇所も増えてきまして、補修による段差も大きくなってきているため、歩行にも支障のある道路となっており、全面的な改修が望まれています。これまでに同僚議員の方々も一般質問をされており、早急に解決すべき課題となっております。

そこで3年前に山崎地区商店街の特に傷みの激しい本町商店街の石畳が改修されましたが、未改修の商店街について伺います。

一つ目は、中央通り商店街から五番街の道路ですが、傷みが激しく歩行者にとって危険が増しております。石畳の早期改修が必要ではないでしょうか。改修の予定を伺います。

次に、酒蔵通り商店街については、伝統的な町並みが残るエリアです。最近はコロナの5類移行により観光客の往来も増加してきており、今後さらに観光の玄関口として、宍粟市を深く印象づけるこの景観を守り続けていかなければなりません。車両においては西行き的一方通行ですが、通行量も多いためアスファルト路面は傷んで補修の跡が多くあり、景観を損なうものとなっております。

また、見た目の問題だけではなく、紅葉シーズンには何万人もの観光客が訪れる場所であり、今後はゴールデンウィーク後半の目玉として、新緑に色づく紅葉山の

青紅葉観光の可能性を探っておられます。また、旧山崎幼稚園跡地の活用なども検討されているため、歩行者にとって安全であり、またその風景により趣を感じる道路づくりを考える必要があると考えます。

酒蔵や旅館だけでなく、地域住民の皆様の住居においても、景観に留意した改修に、住民自らが率先して努められておられます。行政の側からも、そんな地域の取組を後押しし、酒蔵通り商店街は宍粟の玄関口として、宍粟観光を深く印象づける役割と景観が求められます。電線の地中化や観光地に適し、景観に配慮された路面への改修が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（浅田雅昭君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、神吉議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

大きく2点ありますが、私のほうからは引原ダムの緊急放流、このことについて御答弁申し上げます。石畳の関係につきましては、後ほど担当部長から御答弁させたいと思います。

冒頭お話がありましたとおり、引原ダム、いわゆる音水湖であります。音水湖は今日カヌーのメッカとして、西日本唯一の1,000メートル級のカヌーの競技場も備えておるところであります。国や県の大会等々も近年誘致をしておったんですが、なかなかコロナ禍で難しい中、いよいよ本年度に入りまして、本格的な大会が誘致することができております。今週末には近畿総合高校の総体が開催されます。その後また近畿の国体予選も開催されると、こんなことであります。同時に夏休みになりますと、家族連れであったり、あるいは若い人たち等々でカヌーだったり、あるいはサップだったりということで、ある意味そういうカヌーのメッカとして、なりつつあるところでもあります。

同時にお話がありましたとおり、多目的ダムでありますので、治水あるいは利水、また工業用水等々含めた、そういったダムであります。当然、兵庫県の県営ダムとして、これまでも運営をなされておりました。1958年に引原ダムができて、60年が経過したところではありますが、その60年経過したときに、いよいよ平成30年豪雨と相まって、いわゆる貯水の有効貯水容量というものもありまして、それを今日の豪雨を含めた、なかなか対応し切れないということも含めて、先ほどお話があった2メートル程度のかさ上げということが、令和元年に国のほうで決定をなされて、

一定の目標としては10年後を目標にということで、現在その事業が進められておるところであります。

当然県の事業として実施をしていただくことでありまして、有効の貯水量が高まりますと、ある面下流においては安全面が高まってくると、こういうことになるのかと思っております、ぜひそのダム再生事業のほうを見守っていきたいと思いませんし、市としても協力しながら、県と一体となって進めていきたいと、こんなふうに思っています。

さて、そういうダムの質問を受けたところでありますが、御質問の答弁の前に、日頃、引原ダムの適切な管理を行っていただいております、先ほど申し上げた兵庫県それぞれの担当の皆さん、あるいは直接任に当たっている皆さんに一言お礼を申し上げたいと、このように思います。

先日の台風2号のお話もありましたが、その接近による大雨の際にも、引原ダムを管理しておられる兵庫県におきまして、ダムの事前放流を行っていただき、緊急放流とならないように対応をしていただきました。また日頃から梅雨前線や、あるいは台風の進路、また降雨の予想等々データ収集に加え、これまでの経験値を十分に活用していただいて、特に出水期には職員の皆さんには、まさに昼夜を問わず取り組んでいただき、河川による災害を最小限に抑えるよう努めていただいております。改めて心より関係の皆さんに感謝を申し上げます。

さて、御質問の緊急放流と事前放流、この関係の1点目ではありますが、緊急放流に関する危険性と安全性の認識と、2点目の事前放流、緊急放流の実施手順等々、それから3点目の事前放流、緊急放流の周知、この3点ではありますが、いずれにしましても関連した内容となっておりますので、全体的に御答弁を申し上げたいと、このように思います。

まず、緊急放流につきましては、管理者である兵庫県の引原ダム操作規則に記載のただし書き操作のことになりますが、緊急放流については、ダムへの流入量が毎秒100トン以上の状況で、ダムが満水になる可能性が高まった場合に、兵庫県の判断により流入量と同じ量を放流するというものであります。この緊急放流が行われますと、河川水位が上昇し、流域周辺地域では、越水や浸水被害が生じる可能性が増大する危険な状況が想定されるため、緊急放流3時間前及び1時間前に、県から市に対して連絡があります。

この連絡を受けまして、市としては、しーたん通信、あるいはしそうチャンネルのL字放送、しそう防災ネットなどを活用して、広く市民周知をすることとしてお

ります。また、県におきましても、緊急放流1時間前に河川沿いのところに設置していただいております警報サイレンで、市民周知が行われます。反面、事前放流は台風の接近や、長時間の降雨が見込まれダムへの流入の増加が見込まれる場合に、事前にダムの水位を下げ、貯水の容量を確保することにより、できる限り緊急放流をせずに済むように行う、下流域の安全確保のための措置となります。放流する際には緩やかではありますが、河川水位が上昇するため、兵庫県におきましては、河川内の確認が行われ、釣り人などを確認した際には、河川からの退避の呼びかけが行われておるところであります。

次に、降雨時に山崎地域で鳴らされるサイレン、この関係であります。1点目のこのサイレンが鳴れば、住民は状況をどのように理解し行動すればよいのか。このことの御質問であります。このサイレンは、荒井土地改良区が管理する荒井頭首工が引原ダムの放流時や、上流降雨による増水時に水位が規定水位を超える場合や、頭首工ゲート点検時にゲートが開く前に、昼夜を問わず約11分間吹鳴するもので、河川内におられる方、水泳だったり、魚釣りだったり、キャンプだったり、あるいはいろいろありますが、危険を知り余裕を持って退避できるよう措置するものであります。河川内におられる方はすぐに退避が必要となり、それ以外の周辺住民はこのサイレンによる直接的な行動は求められておりませんが、河川に近づかないことが必要であると、このように思っているところでもあります。

次に、2点目のこのことに関する情報の発信や地域住民への周知は、どのように行われているかについてであります。このサイレンの周知については、河川付近において、自動車等の侵入しやすいところをはじめとして、児童等が水遊びや魚釣り等に興じる場所等を選定して、立て札による周知をされています。しかしながらあったとおり、いろんな形で啓発をしなきゃならないのは承知しておるところであります。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 私のほうからは、山崎地区の商店街の石畳の改修についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の中央通り商店街から五番街までの石畳の早期改修についてですが、現在の取組としましては、石畳表面の平坦性を確保するために、適宜維持修繕を行い、段差などの支障を生じないように努めているところでもあります。御存じだとは思いますが、令和4年度には西兵庫信用金庫前の石畳において著しい経年劣化によって、

補修対応では路面の維持が困難となったことから、アスファルト舗装に改修をさせていただきます。

中央通り商店街や五番街においても、今後経年劣化により補修では路面時が困難な状況となり、全面的な改修が必要となる時期が来ると考えております。その時期には改修工法を含め検討する必要があると考えておりますが、現時点では引き続き、補修、修繕に努めて安全確保をしてまいりたいと思っております。

2点目の酒蔵通り商店街における電線の地中化、観光地に適した景観に配慮された路面への改修が必要ではないかについてですが、景観に配慮した路面改修については、先ほど議員も言われましたとおり、令和2年度に本町通り商店街の間で340メートルほど実施しております。このことにつきましても経年劣化で石畳の維持が困難となり、地元の強い要望、またそれに伴い、そこに携わるよいまちプロジェクトであったり商工会などと協議を行い、改修方法などを決定しております。

この改修工法については、通常のアスファルト舗装の約3倍のコストを必要としておりますが、関係者との合意形成が整い、安全な通行確保のため市としても優先的に改修を実施させていただいたところであり、市が管理する市道は約600キロメートルと非常に広範囲であり、維持管理を含む修繕箇所も多数あります。適宜、適正な維持管理に努めておりますが、財政的には非常に厳しい現状となっております。このことから現時点では、引き続き維持補修に努めて安全確保に努めてまいりたいと思っております。

先日、西町自治会より西町通りにおいて、アスファルトの舗装の段差や、また破損箇所の修繕、また消えている区画線の設置、グリーンベルトの設置など等の要望がありました。このことにつきましても、予算的な関係もございしますが、安全確保のため、できることから随時対応してまいりたいと考えております。また電線の地中化についてですが、商店街の活性化やまちの活力を高めるには、景観資源を生かしたまちづくりを進める必要があると考えております。景観もよくなり望ましい取組であるとは考えておりますが、現状では多額の財源の確保が必要となり、また工事には長期間の通行規制等々の課題があることから、実現には非常に困難な状況であると考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。もう少し詳しく聞かせていただきたいんですけど、その前に引原ダムの管理の方々には、本当に難しい判断をされておられる

んじゃないかと思えます。私も消防団の際には本部に詰めたときには、ものすごく注意深く見ておりましたが、やはり放水の上手さというんですかね、うまい具合に難なく終了している。そのことはよく存じておりますので、その操作方法というよりも、その操作により地域の住民がどのように対応したらいいのかという観点で、今日は質問させていただいております。

避難勧告などが発令されていなくても、大雨が降り続けていたらハザードマップなんかを見て、自分らが自分たちの判断で速やかに身の安全を守るという自助というようなことは承知しておりますが、災害がこれから発生しそうであるとか、浸水の被害がどこかで起こっていたりする、そのどこかで起こっているなどの情報は、市民にどうやったら届くのかというところの観点で、そのサイレンとかというものがあるのか。それとも先ほどL字放送とかもおっしゃってましたけれど、それはしーたん放送であったり、しそうチャンネルであったり、それは加入者の方々だと思います。

自治会や自主防災組織などを通じて、それがいいのかということもあるんですが、いかんせんしそうチャンネルの加入がどこまで普及しているかということもあるんですが、そこら辺の情報の伝達というのを、実際にこの揖保川の河川のサイレンが鳴っている辺りの方々にどうやって周知させるかということをお聞きしたかったんですが、この件に関していかがでしょう。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） そういった情報の発信につきまして、市長からもございましたが、しそうチャンネル、城下地区の方では割と加入が少ないんですけれども、しそうチャンネルを見ていただきますと、テレビの画面のL字放送というんですが、文字を入れまして、そういったところに最新の情報をさせていただいております。

またSNSのほうで、例えば宍粟市のLINEでございますとか、防災ネットという県も入っておりますけれども、そういった加入していただくと、メールを届けさせていただくようなこともございますので、そういった部分を活用して、まず周知をさせていただくということで、一時的にはそういった情報発信というところで、まずそういった皆さんのお手元ということで考えております。

また各自治会におきましては、従前からなんですけれども、自治会長さんのお宅にFAXを置かせていただいて、緊急時のやり取りをさせていただいておりますが、これにつきましても、昨今固定電話が減ってきておるといった事情、あるいは避難

時有事の際には、避難所を各自治会で公民館等に詰めていただいておりますので、なかなかFAXの確認が取りにくいということもございまして、今後においては、自治会長さんのスマートフォン、あるいは携帯電話を利用する中で情報発信もさらに高めていきたいということで、進めておるところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。次に放流のところに行くんですが、放流の状況においては、常に県と連絡を取り合っているとされておりまして。それは平時も含めてでしょうか。それとも異常時、緊急時だけに限ってのことでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 通常では、状況確認という意味では連絡を取らせていただいたり、情報交流をしておりますが、一定放流につきましては事前放流、あるいは緊急放流というところを含めて、事前に下流域うちも含めてですが、各市町等にFAXで何時から事前放流しますとか、緊急放流の場合はもっと緊急性があるんですけれども、そういったものをFAXでお知らせしていただいております。

ただ、事前放流につきましては、水位がかなり上がることは少ないという状況がございまして、サイレン等の吹鳴はないという状況で、放流していただいております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。次はサイレンのところなんですが、先ほどの説明の中に、緊急放流などで水位が上昇しそうであれば、サイレンが吹鳴されるというふうに私は聞こえてしまったんですけど、それと答弁があった荒井のサイレンとは同じものなのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 市長が御答弁させていただきました緊急時のサイレンにつきましては、緊急放流、先ほど来質問いただいておりますダムの水量が増えたときの緊急放流、これの際に緊急の警報サイレンを鳴らすということでございます。

位置的には引原ダムから、数はあれなんですけれども、何キロ間かずと河川のを近くに置いておりますけれども、通常では鳴っておりません。緊急時のこの緊急放流のときのみ鳴らすというものでございます。

また後段で神吉議員のほうから御質問ございました10分間吹鳴する荒井のところ、これにつきましては土地改良区のほうで管理されておるというものでございまして、

それぞれの役割の中で鳴っておるということで、ダムが緊急放流の際はダムが管理するサイレンが鳴る。あるいは水門が開閉する折には荒井の部分になっておるということで、少し区別していただいて御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 理解しました。緊急放流というのはそうそうあるものではないですから、今聞こえてきているサイレンは、荒井の改良区の水門が開く・閉まるというときのサイレンだということを理解しました。

そうしましたら、先ほど言ったようにその地域の方々は、あのサイレンが緊急放流が始まったから水位が上がるよというようなサイレン、何年か前まではそうだったように思っているんです。子どもの頃はそういうサイレンだというふうに聞いていたので、そのことだというふうに、まだその理解をされておられる方がおられるようなんです。ちょっと私も聞いてみましたら、あれはそうだというふうにおっしゃられるので、そのサイレンは緊急放流のことだと認識されています。これは、このサイレンが鳴ってもまだ大丈夫ですよという意味のサイレンなんだけれども、そういうふうに取りたくない方がいいということだとも思うんです。ですので、この荒井のサイレンの周知ができていない、ここに少し課題があるのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 神吉議員のおっしゃるとおり、確かにちょっと周知という面では、今市長からの答弁もありましたように、立て札のみで今周知しているという状況でございます。そこにつきましては、サイレンが鳴り止んでから荒井頭首工区のゲートが上がるというところで、そのサイレンが鳴り止むまでに、河川内におられる方にはまず危険を察知して、河川外に出ていただくと。あと自治会の方につきましては、何分まだ十分に周知ができてないという状況もありますので、今後その周知の方法については検討させていただきたいと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 一度何らかの方法で周知していただいていた方がいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

それとその荒井の改良区の水というのは、恐らくその水門からずっと城下平野までずっと長く走っている分です。その開閉というものはものすごく大変なことで、そのもし担当の方がおられるようでしたら、その方にそのサイレンのことを私は何

やかんや言うてるわけではなく、そのサイレンによってどうするべきなのかという、その市民の疑問があるということで、質問させていただいておりますということも御理解ください。

それからその水門といいますと、この荒井の水門もそうですが、もしかしたら一宮、波賀にもこういう系統のものがあるのでしょうか。御存じであればお聞かせいただいております。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） まず山崎管内につきましては、この荒井頭首工とそれから河東頭首工のほうも4分程度の吹鳴をすると聞いております。ほかの管内ですけれども、一宮のほうにも曲里頭首工、可動堰のゲートがあるんですけども、それにつきましては吹鳴しないということを確認しております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。

続いて石畳道路のほうへいかせていただきます。先ほどちょっと部長の答弁では、もうしばらく補修で続けていきたいということのようですが、まだ全面の改修の時期ではないというふうに、ちょっと取らせてもらいました。商店街の活性化や活力という観点で、以前にも伺いましたんですが、これら道路の考え方を整理することは非常に大事なことだと思っています。道路の改修といっても、前は言うても2年ほどかかっています。計画を含めると3年ほどかかったもので、今その計画がないということは、3年後にはまだできていないのではないかなと思います。

地域の方々もいつかな、いつかなと思われているところで、今ないということは来年ない、再来年ないと感じてしまいますので、ここら辺はある程度接触するなり、意見の交換をするなどして、どういう道筋で計画でというのを、伝えておかれたほうがよいのではないかなと思います。いつするかしないかは別にして、どういうものにするのかということさえ1年かかりましたので、そこら辺の進め方においては、行政のほうで単独でぼんとこれしますというふうにはならないでしょうから、そこら辺の進め方はどういうふうに思われますか。

もしくは市長は商店街の道のことについて、どのように受けておられるのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。ちょっと答弁お任せしますが。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 商店街の道路につきましても、あくまでも改修であった

り、修繕になってきますので、大きく新規開設路線とかというところではないので、大きな計画というところではなしに、修繕の中で対応できればなと思ってます。しかしながら議員が言われますとおり、方法についてはやはり景観のこと、もともとの商店街ということもありますので、景観のことも含めた協議が必要かなと思しますので、その辺は適時地元商店街の方なり、商工会も含めてなんですけども、相談をさせていただいたらなと思っております。

2年前に改修させていただいたときにも、あそこの中央通り商店街のところのお話もちょっとあったと聞いております。その中では、前回やらせていただいた改修方法ではなく、通常のアスファルト舗装でという意見が、商売をされている方の影響期間ということも含めてなんですけども、通常のアスファルト舗装にさせていただいたらという意見が出てるとということも聞いておりますが、そういったことも含めまして、今後また検討させていただけたらと思います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 以前にも議員のほうから、この石畳も含めて商店街のいろいろお話がありました。もともと石畳になった経緯も私も十分承知しておりますし、商店街の景観形成含めてやっぱり重要な課題と、このように認識をしております。

ただ前回2年前に完成した、あそこの道路もいろいろ御議論いただいて、ああいう形になったことも承知しております。なぜあのときに中央通りのところも含めてできなかったんかいなと私も思ったんですけど、その経緯も聞いておりますが、ぜひアスファルトの舗装で色づけもいいんですけども、やっぱり今のやつにどう接続しながら、その景観を保ちながらというのが、私は望ましいんじゃないかなと思うので、そのためには先ほどあったとおり、一定こういったものでどうでしょうという話を可能な限り早く打ち出さないと、時間軸がずれてくるんで、今おっしゃったようなことをどこまでできるかは別にして、あるいはやるかやらないかも含めて、市民のコンセンサス、地域住民の皆さんのコンセンサスを取らないかんので、可能な限り早く協議ができるようなところが大事かなと思ってますので、そういったことも含めて、担当部局と十分詰めていきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。先ほどの答弁の中で、西町の要望が来てるっておっしゃられてましたけど、酒蔵通りのことだと思うんです。要望に対しては、どうなのか、お返事されている。それとも協議が何か始まった。どういう状況か教えていただけますか。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 西町自治会から要望が出ているのは言われたとおり、酒蔵通りのところも含めてということで、御意見をいただいたり、御要望をいただいております。その中で、まずはやはり安全確保のために区画線であったり、車通行車両のスピードであったりを何らかの形で規制できる、歩行者を守れるようなグリーンベルトであったりというところは、何とか考えていただきたいという御意見をいただいております。その部分につきましては、本年度なるべく早く対応できるように今後調整をさせていただきたいという形で、御返事をさせていただいております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） あそこの酒蔵通りの商店街も、路面はかなり傷んでいたんじゃないかと。あそこはもう石畳ではなく、アスファルトなんですけれど、通常のアスファルトなんですけども、継ぎはぎだらけだったように思うんです。それにそのままその白線を引くだけとかいうような方向でしたら、恐らく簡単にできるのではないかと思うんですが、そういうお考えですか。

それとも以前に一度通常のアスファルトでしようと思われてるんですか、というのも、本町通りに対しては4パターンほど紹介していただいて、普通のアスファルトがよいのか、石畳がよいのか、それとも石畳風の色づきがよいのかという、4パターンほど紹介していただいて、その中でじゃあこれにしようというような展開になったんですけれど、西町酒蔵通り商店街に対してはどのように進めようと思われているのか、教えてください。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） このことにつきましても、先月末に御要望いただいたところでして、お返しとしましては御要望いただいているラインの引き替えなら、すぐできるんですけども、やはり線も汚いところに引くと、やはりあまり効果が、効果というか維持の部分でも問題があるということも、内部で今協議しております。

予算のことがございますので、今の修繕の中で、本来なら全てやりたいところもありますし、やるに当たっては今度地域の協力が必要になってきますので、その部分がもともとあそこは商売をされている部分の課題というので、もう御意見をいただいておりますので、そういったことを総合的に判断して、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○ 9 番（神吉正男君） 商店街は特にそうなんですけども、道路の改修については地域の皆さんの理解や協力なくしてはできないんですよ。その地元の自治会商店街、先ほどのよいまちプロジェクトとおっしゃった中心市街地活性化委員会の皆さんなどの意見を伺いながら、進めるのが地域を巻き込んで、どういうふうな道がいいのかということを考えるのがいいんじゃないかと思っております。

その際にも一自治会だけではなく、商店街あそこは地域が同じなので、自治会も商店街も同じかもしれませんが、また幼稚園もありますので、よいまちの皆さんなんかも含めて、どのようなことをしていったらよいかというのは、一応相談かけていただいて、何かそういうものを考える会など、簡単な会をつくっていただいてたほうが後々よいのではないかと思うんですが、これでいきますというふうにして投げるのではなくて、少し時間をかけたほうがよいのではないかと、今私個人的に思っておるんですが、いかがでしょう。

○議長（浅田雅昭君） 樽本建設部長。

○建設部長（樽本勝弘君） 先ほど議員が言われましたとおり、酒蔵通りも含めてなんですけど、あの区域につきましては自治会であったり、各商店街関係者の方なり、各種団体がおられます。そういったところには、やはり全てお声をおかけして御意見を聞く中で、進めていかないといけないとは思っております。しかしながら、やはり最終的には市としてもできる範囲、できること、できないことをしっかりと整理した上で、地域と話し合いを進めていきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 9 番、神吉正男議員。

○ 9 番（神吉正男君） できることはできる、できないことはできない。きちんとそれを説明しておかなければ、後からまた何でできなかったのだというふうになってきますから、その進め方をうまくやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（浅田雅昭君） これで 9 番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6 月 20 日午前 9 時 30 分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2 時 2 2 分 散会）